

## はじめに

- ・ 千葉県では、「NPO立県千葉の実現」を目指し、平成14年11月に策定した「千葉県NPO活動推進指針」による第1ステージ（14～17年度）、平成18年3月策定の現行計画「千葉県NPO活動推進計画」による第2ステージ（18～20年度）と、NPO活動を推進することを目的とした様々な取組を展開してきました。
- ・ 具体的には、市民に対するNPO活動の普及啓発、NPOの事業力向上を目的としたセミナーや補助金事業の実施、企業、学校、社会福祉協議会など地域の様々な主体とNPOとの連携の促進、NPOと行政のパートナーシップのためのルールや仕組みづくりなどに取り組んできました。
- ・ このようなNPO施策に取り組んできた結果、県内でのNPO活動の広がり  
は、次のようになっています。
  - ①NPO法人数は、年々増加しており、全国でも第5位となっています。  
平成13年度末：214法人⇒19年度末：1,305法人
  - ②県庁内の各分野でNPOとの協働事業の件数が、年々増えてきています。  
平成14年度：6件⇒17年度：23件⇒20年度：47件
- ・ これらのことから、NPOが活動しやすい環境づくりが進み、県内各地域、各分野で、市民主役のNPO活動が盛んになってきているといえます。
- ・ また、これらの計画は、それまでの計画づくりとは異なり、白紙の段階から市民参加によって策定するという画期的なものでした。
- ・ この白紙の状態からの計画づくりの手法は、福祉、環境、教育、観光など県の各分野に広がっています。また、それぞれの分野で計画づくりからその実践までの各段階で、市民・NPOと行政が対等な立場で連携・協働して施策を推進する市民参加のやり方が進展しています。
- ・ しかしながら一方で、身近で活動する市民活動団体を知っている人の割合は18.4%（20年度）、そのうち市民活動へ定期的に参加している人の割合は、14.4%（20年度）とまだ決して高い水準にあるとは言えません。
- ・ NPO活動が、真に市民主役の地域づくり実現の推進役となるためには、より多くの市民の主体的な参加が望まれます。また、NPO自身が力を付けること、地域の多様な主体との連携なども引き続き重要な課題です。

- ・そこで、現行の「千葉県NPO活動推進計画」も最終年度を迎えることから、これまでの成果と課題を踏まえ、平成21年度からのNPO活動推進計画をつくることとしました。
- ・特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）施行から10年が経ちました。市民一人ひとりの思いがちからとなり、そのちからがうねりを引き起こすNPO活動。市民の視点に立ったより良い地域、暮らしやすい地域をつくるNPO活動。このような活動を推進するため、次期計画において千葉県としてどのような施策に取り組むべきか、自らに問いかけながら中間報告案の作成に至りました。

#### （策定作業について）

- ・今回の計画策定に当たっては、これまで以上に広く市民・NPOの参加を得た計画づくりとするため、公募によるNPOの方が中心となったワーキンググループにおいて検討を進めてきました。
- ・メンバーは、子育て、環境、福祉、医療など様々な活動分野、様々な活動歴であり、法人の方もいれば任意団体の方もいます。
- ・こうしたメンバーで、これまでの県のNPO施策の検証や、実際の活動状況を検討している中で、共通の問題意識が出てきました。それは自らにNPO活動の意義やあり方を問い直すとともに、県内様々な団体に問いかけてみたい、というものでした。（5頁）
- ・このような問題意識を踏まえて、今後のNPO活動が活発になり、地域社会が豊かになるために、千葉県が取り組むべき施策について議論してきました。
  
- ・10月には骨子案を公表し、タウンミーティングや関係団体との意見交換会、パブリックコメントの実施により、多くの県民の方から約260件の御意見を伺いました。
- ・こうした御意見を踏まえて骨子案を修正し、このたび中間報告案として公表します。再度タウンミーティングやパブリックコメントなどを通して多くの県民・NPOの御意見をいただきながら、今年度中に計画を策定するため作業を進めてまいります。

## <用語の説明>

### ・市民

県民及び社会的に県と関わりを持つ個人を意味します。「〇〇市」に居住する住民という意味ではありません。

### ・NPO

市民の自発性に基づき、地域や社会の課題解決のために自立的・継続的に社会貢献活動を行う営利を目的としない団体をいい、市民活動団体とも呼ばれています。NPOが行う活動は市民活動とも呼ばれます。

ボランティア団体、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という）など、法人格の有無に関わらずこうした特徴をもつ団体をさします。「NPO」は、アメリカにおいて会社でない非営利団体の総称として生まれた言葉に由来し、Non Profit Organization の略です。また、国際的な活動を行う団体の場合、非政府性という特徴を強調して、NGO（Non Governmental Organization）とも呼ばれます。

### ・千葉県、県行政

人々が暮らす地域社会としての千葉県を指す場合には、「千葉県」を使い、行政機関としての千葉県を指す場合には「県行政」と表記します。庁内・県庁各課・関係各課といった場合には、知事部局のほか、教育庁や企業庁など各任命権者の所属を含みます。また、市町村についても行政機関を指す場合には、「市町村行政」と表記します。

### ・地域社会を構成する様々な主体

連携、協力し合って地域社会を形成している主体として、市民をはじめとして、NPO、企業、学校・大学、地縁組織、各種団体、市町村行政、県行政などあります。

### ・地縁組織

地域を基盤とする団体である町内会、自治会、子ども会、老人会、消防団、PTAなどを指します。

#### ・ 社会サービス

この計画では、「社会サービス」を「広く社会一般（不特定多数の者）の利益を第一の目的としている活動」として使っています。

この場合、活動の担い手が、公的機関であるか民間であるかは問いません。

また、その便益が、直接的には少数者が一時的に享受できない場合や、対価の支払者だけに限定されることがあっても、その結果として「広く社会一般（不特定多数の者）の利益を第一の目的」としている場合には、「社会サービス」であると捉えることとします。

## 一緒に考えませんか？

### ～議論から生まれた共通認識～

NPO活動推進計画の議論を進める中で、私たちワーキンググループメンバーは常に自らに問い続けなければなりません。すなわち、私たちNPOは、地域や社会に対して、本来の役割を果たしきれているだろうか？ NPOは地域や社会をどのように変えられたらだろうか？ という問題意識です。

NPO法施行から10年が経過して、今、NPOの存在価値が改めて問い直されていると言えます。そこで私たちは、NPO自身が自らの活動展開を見つめ、今後をしっかりと見通すことが必要ではないかと考えて、次の5つの視点を問題意識として共有しました。

県がその役割を果たすと同時に、私たちNPO自身も、常に新鮮に、勇気を持って、自らの活動の在り方を振り返っていくことが必要です。

さまざまな団体で議論の材料にしていきたいと考えます。

私たちNPO自身が、自分たちの力を信じて、力強く前進するために……

- 1 NPOだからこそ、自ら掲げた使命を常に振り返りながら活動しよう。
- 2 継続して地域づくりに取り組むために、団体としての力を養おう。
- 3 市民からの理解と共感が得られる活動を生み出し、市民の支援や参加を呼び起こそう。
- 4 地域活動から見えてきた課題は、積極的に政策提言していこう。
- 5 他の組織や団体とは、パートナーとしてよりよい関係を築き、地域づくりにつなげよう。

ワーキンググループ委員一同

# I 計画の趣旨

## (社会的背景)

日本は、中央集権的なシステムで近代化を達成してきましたが、長年にわたり続いた右肩上がりの経済成長とそれに伴う国や自治体の財政規模の拡大につれて、行政が担う領域も広がってきました。また市民の側でも、公共的な仕事は行政に委ねる意識が強まるとともに、従来、日本の地域社会の基盤となってきた地縁・血縁などのつながりを基礎とする、いわゆる地域コミュニティの力も弱くなってきました。

行政の提供する社会サービスでは公平性が最も大切にされることから、全国一律の画一的なサービスとなる傾向があります。しかし、今日では少子高齢化、高度情報化、グローバリゼーションの進展などにより市民のニーズは多様化し、複雑・高度化する課題に対し、行政に委ねるこれまでの方法では解決できない問題が多く生じてきました。

こうした背景から、多様な市民ニーズに応えることのできる多面的な社会サービスが提供され、また、市民一人ひとりが社会をつくる主役の一人として参加することができ、支えあう仲間をつくり、自己実現を図ることができる、そんな社会が必要とされています。

## (計画の目的(なぜNPO活動を推進するのか))

地域づくりの主役は市民です。多様化し、複雑・高度化する地域の課題を解決するには、市民の視点で地域の課題を発見し、当事者として声をあげ、課題解決の方法を地域で合意形成をして決定し、主体的に誰もが幸せで豊かな地域社会づくりに取り組むことが必要です。NPOはそのための重要な道具になります。NPO活動は、単なる非営利の活動ではありません。地域の主役である市民が、地域や社会の課題に対し、参加、協力して自ら解決していく活動なのです。

地域や社会において、市民の自発的で自由な様々な活動が活発に展開されていくことで、多面的な社会サービスが提供され、多様化する市民ニーズや様々な課題に応じていくことができます。地域に住む市民が必要とすることを解決するために柔軟に対応できるサービス主体として、NPO活動を推進する必要があります。

また、NPOは人と人の間に様々な新しい社会関係を築くことのできる存在です。市民の社会参加のきっかけとなり、自己実現の場を見出すことのできる場になるなど多様で豊かな地域づくりの推進役となります。

NPO法が平成10年に制定・施行されて10年が過ぎました。市民による自由な社会貢献活動を活発にしていこうというのがNPO法の理念です。このNPO法の理念を実現しようとするのが本計画です。NPO活動を推進することにより、市民一人ひとりがいきいきと暮らすことのできる豊かな地域社会の実現に近づきます。

#### **(県行政は地域社会を構成する一員)**

将来的に持続可能で豊かな地域をつくっていくためには、市民・NPO、企業、行政など、地域の多様な主体が適切に役割を分担し、相互に連携・協働することによって、様々な課題を解決していくことが必要です。

千葉県という行政機関は、市民・NPOや企業などとともに千葉県という地域社会を構成する一員であり、一つの主体です。

このことを明確にするため、この計画では、千葉県という行政機関を表すのに、「県」ではなく、あえて「県行政」という用語を使用しています。

地域社会の一員としての県行政の役割は、地域や社会の課題に取り組む市民・NPOが十分にちからを発揮できるよう、県行政が持っている情報、財源、人材などの資源(リソース)を提供していくことです。また、市民主役の地域づくりを進めていくためのファシリテーター役(促進役)を担うことです。

複雑・高度化する様々な地域や社会の課題を解決していくためには、これまでの行政主導の地域づくりから、市民主導の地域づくりへと大胆な転換を目指していかなければなりません。

千葉県では、これまでも、白紙の段階から、市民・NPOが主体となってNPO活動を推進するための計画をつくり、NPOと県行政が連携・協働して、様々な事業を実施してきました。

本計画においても、このような考え方にに基づき、市民・NPOと県行政が、目指すべき地域社会像やその実現に向けての施策の方向性を共有し、それを具体的に進める県行政の行動計画を定め、ともに取り組んでいくこととしています。

### (計画期間)

これまでの7年の施策の成果を踏まえ、また、社会状況の変化に対応するため、平成21年度～23年度の3年間を計画期間とします。

\*法人格を持っていない任意の団体もNPOなのですか？\*

はい、NPOです。団体の形態ではなくその性質によるものです。

一般に、平成10年に成立した特定非営利活動促進法や、この法律に基づいて設立された特定非営利活動法人が、通称として各々「NPO法」、「NPO法人」と呼ばれることから、「NPO」という言葉が、このような法人格を持っている団体のみを指して使われる場合があります。

しかしながら、この計画では、このような法人格の有無や法的な設立形態にはこだわらず、市民の自発性に基づき(自発性・非政府性)、自立的・継続的に(自立性・継続性)、地域や社会の課題解決のために社会貢献活動を行う(公共性)、営利を目的としない(非営利性)、団体(組織性)を、NPOとして捉えています。

したがって、例えばボランティア団体などの任意団体や、平成20年12月から始まった新公益法人制度に基づく一般社団法人などであっても、上記のような特徴を持っていればNPOと考えます。

## II 県のNPO施策における基本的な考え方

### (基本理念について)

- ・千葉県では、第1ステージ（平成14年度～17年度）、第2ステージ（18年度～20年度）と、NPO活動推進のため各種事業を展開してきました。
- ・この施策展開に当たっては、「NPO立県千葉の実現」を基本理念として、進めてきました。「NPO立県千葉の実現」とは、NPOを社会の軸の一つに据えた上で、「NPOが日本で最も活動しやすい千葉県を実現することにより、市民の視点に立ったより良い地域をつくること」です。
- ・この基本理念の存在はNPOの励みになり、この理念に基づくこれまでの県行政の取組は、NPO活動の推進と行政を変革する効果がありました。
- ・この基本理念については、今後もその精神を継承していく必要があります。
- ・「NPOが日本で最も活動しやすい千葉県」に向けた取組は、一定程度進んできています。今後は、これらの取組の更なる進展を図るとともに、「市民の視点に立ったより良い地域づくり」のために、「市民が日本で最も活発に活動する千葉県」を目指すことを重点として、市民主役の地域づくりが進むよう、NPO活動を推進していきます。

### (継承すべき基本原則について)

- ・また、県行政がNPO活動を推進するにあたり、今後とも普遍的に継承していくべきものとして、次の6点を基本原則として確認します。
- ・これらの基本原則は、県行政において初めてNPO活動を推進するための指針を策定した時に、活動を推進していくための道標として設けたものです。県内において様々な分野でNPO活動が盛んになり、行政や多様な地域の担い手とのパートナーシップが進んでいく中でも、「市民の視点に立ったより良い地域をつくる」ため、普遍的に拠りどころとしていくべきものです。

#### 1. 市民本位の確立

二つの意味での「市民本位」の確立を図ります。

第一は市民主役です。社会サービスの受け手としての市民を重視するだけでなく、社会サービスの担い手としての市民やNPOを社会の中心に位置づけます。

そして、市民の抱える問題は、市民自身が解決していくという自己決

定・自己責任を尊重します。

第二は市民参加です。県行政は、市民の声をよく聴き、市民の意見がNPO施策に反映されるようにします。県行政の他の諸施策においても、市民の自主的・自立的な課題解決力に重きを置き、市民やNPOの先導的役割を尊重します。このため、県行政に市民が参加できる適正な手続きを定めます。

## 2. 地域の個性ある発展の実現

NPO活動には、地域の個性が強く現れます。その活動を推進することは、とりもなおさず地域における課題の独自性や市民ニーズの多様性を尊重することです。県行政は、このような市民が生み出す地域ごとの個性ある発展の実現を促進します。

## 3. 新しい官民の役割分担の構築

県行政は、市民が担う社会サービスの提供というNPOの役割を認識し、その自主性・独立性を尊重します。NPOを含めた新しい時代の官民の役割分担のあり方を構築することをめざします。

## 4. ワンストップサービスの実現

NPO担当部署は、NPOに関わる関係各課の事業の情報、国・他の都道府県・市町村等のNPOに関わる情報を一元化し、市民やNPOとの情報の共有ができる体制づくりを進めます。また、NPOや市町村行政と、関係各課との連絡調整を行います。

## 5. パートナーシップと競争が生まれる環境の構築

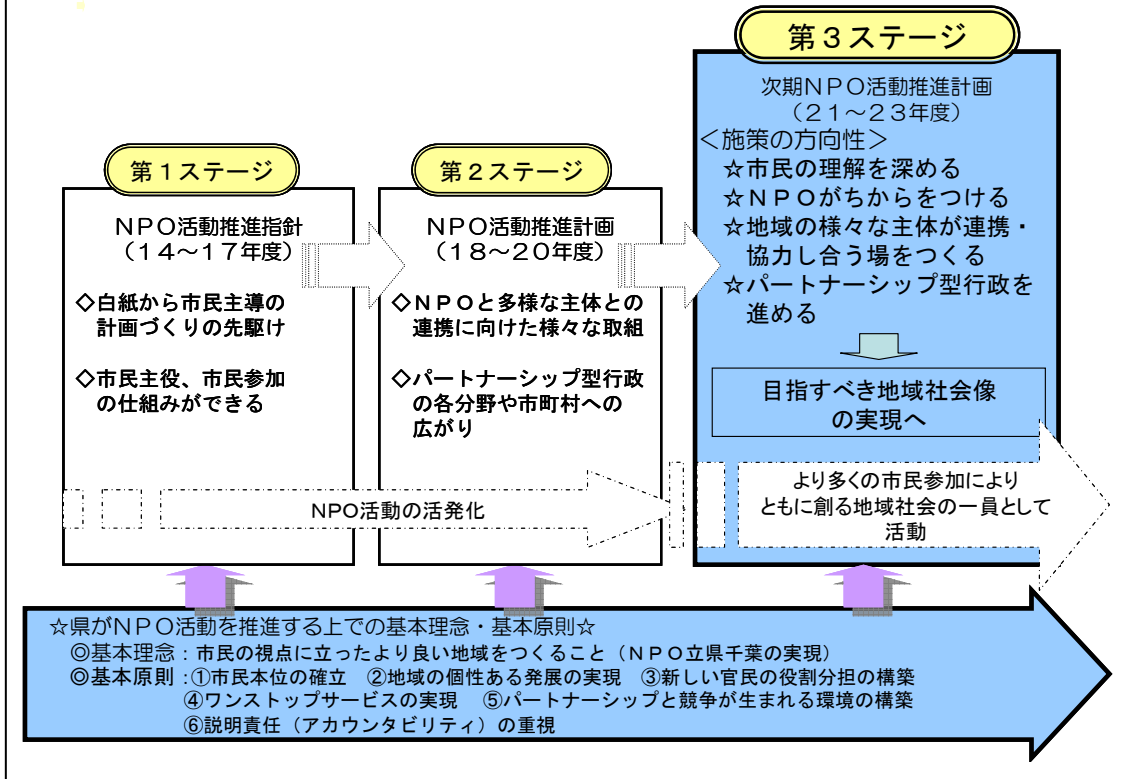
NPOと県行政との対等なパートナーシップを構築します。さらに、公益法人等、組合等、町内会・自治会等、企業、市町村行政と、NPOとの連携の構築を促進します。この連携においては、NPO同士の競争やNPOと企業、公益法人等との公正な競争が実現できる環境の構築をめざします。

## 6. 説明責任（アカウンタビリティ）の重視

県行政のNPO施策に関して、その立案から決定・実施・評価にいたる過程における説明責任（アカウンタビリティ）を重視します。そのために、NPOとの関係づくりを進める基本的なルールなどを明文化します。

- ・これらの基本原則に則り、その時々々の社会情勢等に応じて、具体的な施策を展開していきます。

## 次期NPO活動推進計画の位置付け



### Ⅲ 目指すべき地域社会像

市民自らが、地域課題解決のため、県内各地で主体的に多様に活動するとともに、地域を構成する市民・NPOと行政や他の主体とが、それぞれの特性や役割分担を認識し、活かし合いながら、ともに創っていく地域社会

#### （より良い明日をつくるために）

子どもから高齢者まで人間一人ひとりの命が脅かされずに、人間らしく生きたいという権利が守られ、それを可能にする社会環境・自然環境を次世代に引き継ぎより良い明日にするために、今、そしてこれから、地域社会を構成する私たちが協力し合うことが重要です。

#### （NPOの意義）

より暮らしやすい魅力と活力にあふれた地域づくりに向けた市民一人ひとりの思いは、思いを同じくする市民が集まってNPO活動として取り組むことで、大きなちからとなります。NPOは、市民が自らその思いを実現させるために、仲間とともに継続的に大きなちからで取り組むことの出来る重要な手段です。

#### （多くの市民参加による多様性）

地域の主役は市民です。多くの市民が活動に参加し、多様なNPO活動が生まれ育つことが望めます。より多くの市民の参加が、多様な活動展開を可能にし、継続的に活動するちからとなります。このような多様性が課題への取組を豊かにし、より良い解決につながり、豊かな地域づくりのちからとなります。

#### （NPOと様々な主体の連携による地域社会づくり）

さらに、こうした市民による大きなちからは、新しい制度を生み出したり、地域の多様な担い手に働きかけるなど、うねりとなって、地域社会を変革していきます。NPOは、県行政・市町村行政や企業、学校・大学、地縁組織、社会福祉協議会など地域を構成する様々な担い手と連携をとりながら、地域社会の課題解決に取り組むことにより、更にそのちからは高まります。

### (豊かさや幸せを実感できる地域社会の実現)

より多くの市民がNPO活動を通して社会参加することで、市民主役の地域づくりが進み、NPOをはじめとする地域の多様な担い手がそれぞれの持ち味を発揮することで、住んでいてよかった、と思える地域社会の実現に近づきます。

このまちに暮らして生きていきがいや張り合いがある、困ったときには助け合える仲間がいる、子どもがのびのびと地域で育っている、安心する居場所があるなど、市民一人ひとりが心の豊かさや幸せを実感できる地域社会を実現します。

目指すべき地域社会像は、5年～10年の中期目標としています。

## IV 施策の方向性

目指すべき地域社会像の実現に向けて、地域社会の一員である千葉県行政は、本計画期間中に次の4つの方向性でNPO活動を推進します。

この方向性は、市民・NPOと共有して事業に取り組むものとします。

計画の進捗状況を確認するため、4つの方向性ごとに成果を測る指標を掲げるとともに、計画の最終的な成果を測るものとして、次の指標を設定します。

(最終的な成果を表す指標)

目標項目	現状(基準年度)	目標(目標年度)
NPO活動によって地域社会が良くなっていると思う人の割合	—	計画案の策定時までに検討

## 1 市民の理解を深める

NPO活動への市民の理解を深め、より多くの市民の活動への支援や参加を促進するとともに、新しいNPOが生まれ、活動の裾野が広がることを目指します。

暮らしやすい地域を実現するため、市民が主体的に活動し、ときには新しい制度を生み出し、課題を解決していく手段としてのNPO活動の価値や意義について、広く市民の理解を得られるよう広報、普及啓発を行います。

また、地域を良くしたい、地域のために何かしたい、という思いを持っていても、一歩踏み出す機会やきっかけが少ないのが現状です。こうした市民を後押しするため、未来を担う子どもや地域への貢献力が期待されている団塊世代、また地縁組織や企業の構成員など様々な市民とNPOの接点をより多くつくります。

このことにより市民自らが社会的な課題に取り組む機運を醸成し、寄付や活動支援など多様な参加による「市民が支えるNPO」という、市民とNPOとの新しい関係を育てる機会や場をつくりだします。

(施策の方向性の成果を表す指標)

目標項目	現状(基準年度)	目標(目標年度)
県内で活動するNPOを知っている人の割合	18.4% (20年度)	計画案の策定時までに検討

## 2 NPOがちからをつける

NPOがより自立的、継続的にその活動を推進していけるよう、人材面、財政面、情報面等様々な角度から支援します。

NPO同士がお互いの活動や果たしている役割に対して理解を深め、学び合うことで、自ら育ちあうことのできる機会を設けます。

また、市民とNPOの距離を縮め、NPOがより多くの市民に支えられ、又は参加を得ることでちからをつけ、地域に貢献する活動が行われるよう、民が民を支える地域資源循環システムを普及させます。

さらに、NPOが活動する上で課題となっている財政基盤の強化について、資金調達に関する県行政のあり方について検討します。

併せて、NPOの相談窓口である市町村市民活動支援センターやNPOの活動を支援する民間組織の連携強化を通して、支援機能の向上を図るとともに、地域での様々なネットワークづくりの仲立ちができる人材の掘り起こしや活用方策を検討し、各組織の機能が強化されるよう、後方支援します。

(施策の方向性の成果を表す指標)

目標項目	現状（基準年度）	目標（目標年度）
NPO活動へ参加（寄付等の支援を含む）している人の割合	—	計画案の策定時まで に検討

\*なぜ「NPOがちからをつける」のですか？

県行政は、「NPOがちからをつける」支援をするものです。

NPOが効果的、継続的に活動していくためには、財務、組織、広報、事業などいろいろな面でちからをつけていく必要があります。

しかしながら、そうしたちからは他から与えられてつくものではなく、NPO自身が自らの意思で取り組むことが不可欠であり、県行政はその手助けができるに過ぎません。

この施策の方向性は、そうしたNPOの取組を期待して、あえて「NPOがちからをつける」としたものです。

### 3 地域の様々な主体が連携・協力し合う場をつくる

地域を構成する市民、NPO、企業、学校・大学、地縁組織、社会福祉協議会、県行政・市町村行政などが、出会い、連携・協力し合うきっかけづくりや機会を提供することで、それぞれの特性や役割分担を認識し、活かしながら、ともによりよい地域社会をつくっていくことを目指します。

こうした地域の多様な担い手とNPOがよりよい社会をつくっていく対等なパートナーとして、新たなネットワークによる多彩な地域づくりが進むよう、NPOと地域の多様な担い手が連携して活動成果を上げている事例の表彰や、地域での共通課題の把握や解決手法の検討などの場づくりを行うとともに、多様な連携機会の創出を促します。

(施策の方向性の成果を表す指標)

目標項目	現状(基準年度)	目標(目標年度)
多様な主体とNPOとの連携事例の件数	—	計画案の策定時までに検討

## 4 パートナーシップ型行政を進める

NPOと行政が、対等で緊張感のあるパートナーシップを強化し、社会的課題に取り組むパートナーシップ型行政をさらに進めます。このことにより、市民の視点に立った行政運営への転換を進めます。

また、市町村行政と連携・協力し、全県的なNPO活動の推進を目指します。

県行政の各分野においてNPOとの協働を積極的に進めるため、引き続き現場志向を重視した県職員の意識改革を行うとともに、協働を進める制度の改善や推進体制の見直しを行います。

また、身近な市町村区域を活動フィールドとしていることが多いNPOの活動を推進するためには、市町村行政と県行政の連携・協力が大切です。市町村行政の取組を尊重しながら、市町村行政と県行政の間での情報交換、共同研究などを通して、地域の実情に応じたNPO施策を進めます。

(施策の方向性の成果を表す指標)

目標項目	現状(基準年度)	目標(目標年度)
県行政・市町村行政とNPOとの協働事業の件数	216件 (平成20年度)	計画案の策定時までに検討

## V 行動計画

この計画の目指すべき地域社会像の実現に向けて、千葉県行政は4つの施策の方向性を具体的に進める行動計画を定め、平成21年度から23年度までの3ヶ年で実施します。

### 1 市民の理解を深める

NPO活動への市民の理解を深め、より多くの市民の活動への支援や参加を促進するとともに、新しいNPOが生まれ、NPO活動の裾野が広がることを目指します。

#### (1) 広報・普及啓発活動の一層の推進

NPOの活動意義やその成果について、まだ多くの市民に知られていないといえます。また、地域を良くしたい、地域のために何かしたい、という思いを持っていても、一歩踏み出す機会やきっかけが少ないのが現状です。

そのため、様々な機会や方法によりNPOと市民との接点を多くし、その活動に参加したり支援したりする人の割合を増やすことが課題です。

そこで、引き続きホームページ・情報誌・ビデオなど各種広報媒体の活用や県民NPO講座・出前説明会・法人化説明会の開催などを行い、様々な場面で市民の目にとまる効果的な広報やそれぞれの目的に応じて後押しとなるような普及啓発に努めます。

実施に当たっては、多様な団体が県内各地、各分野で幅広く活動を展開している事例を通してその成果が伝わるよう、他団体の活動内容を紹介し合うなどの新たな情報発信方法や、活動の担い手が広がるよう子どもや団塊世代などターゲット別の情報発信など、効果的な方法を検討します。

## (2) ちばNPO月間の強化

市民のNPOへの理解を促進し、NPO活動へのより多くの市民の参加につなげていくため、2008年1月に「ちばNPO月間」を創設しました。

この「ちばNPO月間」における事業や行事の内容充実を図ります。

NPO自らが市民に活動内容を広報・普及する重点行動日として「(仮称)NPOの日」を設け、NPOが県内全域で一斉に広報・普及活動を展開するイベントの開催などを検討していきます。

また、NPO活動があまり盛んでない地域で開催している「市民活動フェスタ」が、より多くの市民にとって、NPO活動の体験の場、NPOとのコミュニケーションの場となるよう、開催内容や開催手法を見直します。

さらに、その成果を踏まえ、今後の市民活動フェスタのあり方について検討するとともに、NPOや市町村などが今後実施する市民活動普及イベントを広報面で支援するなど、県行政としての効果的な支援策を検討します。

## (3) NPO活動体験～みる・きくからやってみるへ～

NPOが力を十分に発揮して活動するためには、地域の中で孤立した存在に陥ることのないよう、市民や地域の様々な主体がその活動の意義や役割を理解し、参加や連携へとつなげる取組が重要です。

そこで、団塊の世代や若い世代も含めた幅広い年齢層の市民や企業、地縁団体など地域の様々な主体に対して、各々の希望に応じた多彩なNPO活動を体験できる機会を提供します。

また、NPOの側が活動体験の希望者をスムーズに受け入れることのできるようなプログラムの作成など、柔軟で包括的な受入体制の構築を支援します。

## (4) NPO情報ネットのあり方の検討

「千葉県NPO情報ネット」は、県内NPOの基本情報、企業・団体の助成情報、県行政や市町村行政のNPO関連施策などを積極的に収集し掲載しています。また、NPOにも掲示板機能を利用した情報発信機会を提供しています。

しかし、開設から6年が経ち、IT（情報技術）の進化に応じた情報提供方法の改善を行う必要が生じてきました。

そこで、NPO関連情報の発信源として、市民・NPOが情報を探しやすいサイトのあり方を検討していきます。検討に当たっては、「民が民を支える地域資源循環システム」や各市民活動支援センター、NPO支援組織のホームページなどとの役割分担、千葉県ホームページとの連携も考慮します。

#### タウンミーティング等での意見1

\*市民の共感につながるようにアプローチしてはどうか・・・\*

地域でNPOという言葉あまり聞かない。知ってもらうことも大事だが、参加や支援に結びつけるにはNPOに共感を持てるかが大事。寄付したいという気持ちを持っている人はいる。そういう市民の善意を引き出し、共感を持っていく視点を入れるとよい。地域を良くしたい、何かしたい、という気持ちを共感につながるようにアプローチしてはどうか。

(タウンミーティング 10/21 千葉)

住民が暮らしやすい、住んでいてよかった、と実感できる地域社会を創るため、市民の視点に立った活動をするNPOの役割が大切です。

NPO活動により、困ったときに助け合って暮らすことができるようになった、子どもの居場所ができた、などの成果が生まれています。

こうした成果を広く市民へ伝え、新たな共感が生まれ広がっていくよう、積極的に広報していきます。

<行動計画1(1)(2)>

#### タウンミーティング等での意見2

\*将来を担う子どもたちがNPOに親しめるようにしてほしい・・・\*

・将来を担う子どもたちへも理解を深めることが大切。  
・子どものときからNPOに親しんでもらう仕組みを考えてほしい。

(パブリックコメント、タウンミーティング 11/30 山武)

子どもたちがNPOについて興味を持ち、理解できるよう、子ども向けの啓発用DVDを作成しました。色々な場で、ぜひ活用していただきたいと思います。

また、地域の一員としてNPOも子どもたちへの教育の一端を担うことが期待されています。学校とNPOの連携講座の開催、出会いの場づくりの検討などを通して、学校とNPOの相互理解を深め、連携を促進していきます。 <行動計画1(1)、3(3)>

## 2 NPOがちからをつける

NPOがより自立的、継続的にその活動を推進していけるよう、人材面、財政面、情報面等様々な角度から支援します。

### (1) 「千葉県NPO会議（仮称）～学び合い、育ち合う場として～」の創設支援

NPOは、日頃の活動の中で様々な課題に直面しています。例えば、人材・資金・情報など活動に必要な資源の不足に困っている団体もあれば、取り組んでいる地域課題の解決の手法をどうしたらよいか悩む団体もあります。

こうした各団体や地域・分野毎の課題については、NPO同士が時には地域や分野を超えて、情報交換や意見交換をする中で解決につながる可能性があります。これらは、豊かな地域づくりのちからとなります。

しかし、NPO同士が課題や情報を共有し議論をすることは、きっかけがないことなどからなかなか進んでいないのが現状です。

そこで、普段は別々に活動している県内のNPOが一堂に会して、課題を共有して情報交換をし、解決方法を検討するための機会の創設について支援します。この場において、新たな連携が生まれることも目指します。

例えば、テーマごとの研究会、フォーラム開催などにより、NPO同士が学び合い、育ち合う機会となることが考えられます。

### (2) NPOの資金調達支援

地域や社会の課題解決に取り組むNPOの大きな課題として、活動に必要な資金の不足があります。

「民が民を支える地域資源循環システム」の実施状況も勘案しながら、NPOパワーアップ補助金を見直します。

また、NPO法人が金融機関などから融資を受けやすくなる制度などを含めたNPOの資金調達への支援のあり方を検討します。

\*NPOへの支援についての考え方は？\*

NPOへの支援は、NPOが取り組む社会的課題に一人でも多くの市民が関わられるよう、また、NPOの自立性を損なわないように行うことが大切です。

支援がなくなると、その活動ひいてはNPO自身の存続が危うくなってしまいうようなことにならないよう注意が必要です。

NPO活動に必要な資金、物品等の調達に関して、県行政は、民と民との関係を強めることによって解決していけるよう、その環境づくりをすることによって支援していきます。

### (3) 「民が民を支える地域資源循環システム」の普及・支援

地域や社会の課題解決に取り組むNPOにとって、活動に必要な資金・物品・人材・情報などの地域資源が不足し、十分にちからが発揮できない状況にあります。

自らが有する地域資源を社会のために役立てたいと考えている市民・企業等とNPOとの間で、地域資源の橋渡しを行う仕組みである「民が民を支える地域資源循環システム」がスタートしています。

このシステムが全県的に有効に展開されるよう、広報等による普及・支援を行うとともに、市民・NPOが主体的に関わる基金に対する支援を検討します。

併せて、市民、企業、NPOがそのシステムに参加しやすい環境づくりにも取り組みます。

\*民が民を支える地域資源循環システムとは？\*

市民・企業・NPOなどが持つ地域資源(資金・物品・人材・情報)を地域や社会の様々な課題の解決に取り組むNPOに橋渡しする仕組みです。

資源の提供を受けることでNPOは課題解決に取り組みやすくなり、市民・企業などは資源提供を通して地域づくりに参加することができます。

#### (4) NPO支援組織の連携強化

NPO支援組織には、地域におけるNPO活動を支援し、市民の自発的な課題解決を促進するために、次のような機能が求められています。情報収集・提供、相談、コーディネート・ネットワーキング、人材育成、事業力向上支援などです。

支援組織同士の連携により支援機能強化を図ることを目的として、平成18年度に「千葉県NPO支援組織ネットワーク」が発足しました。市町村の市民活動支援センター、ボランティアセンター及び民間のNPO支援組織等が参加しています。

千葉県NPO支援組織ネットワークにおいて、引き続き情報交換・意見交換やスタッフ研修等、支援機能を強化するための事業を実施します。さらに子ども・環境・里山・障害者支援など既存の分野別のネットワークとの連携を進め、全県的なNPO支援組織のネットワーク化を図ります。

また、各地域の人材にネットワークのコーディネーターやアドバイザーとして活躍してもらうための方策を検討します。こうした人材が活躍することで、様々なネットワークを各地域に広げ、そのネットワークにより各NPOの力が効果的に発揮されることが期待できます。

#### (5) NPOに向けた情報支援

NPO向けの情報として、千葉県NPO情報ネットにて随時発信するほか、ニュースレター（月1回発行）やメールマガジンなどを定期的に発行しています。しかし、それらは県行政の関連事業やイベント紹介がメインとなっており、NPOの運営や活動を進める上で必要な情報提供は十分とはいえない状況です。

そこで、NPOの運営に役立つ実践的な情報や他団体の活動事例、団体の適正運用に資する情報などについて、県としてどのような内容や方法による情報提供が適当か検討し、団体活動が一步先へ進む支援を行います。その際、既存の情報媒体との役割分担も考慮します。

## (6) NPO法の適正運用

NPO法運用マニュアルは、所轄庁である県行政として、NPO法人に対して法運用の透明性を高めるとともに、NPO法の適正な運用を図るために作成したものです。このマニュアルは、NPO法人やNPO法人化を目指す市民にとっても、法人の運営・設立に役立つ内容となっています。

そこでNPO法の適正運用を図るため、NPO法人関係者、市町村職員などを対象に、「千葉県NPO法運用マニュアル」を活用した講座を開催します。

さらに、NPO法の適正な運用について、引き続き研究していきます。

## (7) NPOに関連する法制度の研究・提案

NPO法人制度を中心とした非営利法人制度のあり方について研究するとともに、認定NPO法人制度の改善や税制上の優遇措置の拡充等について、国へ提案・要望します。

また、県税について、企業や他の公益法人とのバランスも考慮しながら、NPO法人に対する税制上の支援策を検討するとともに、施策展開を根拠付けるものとして、NPO活動の推進や行政と市民・NPOとの協働の推進に関する条例の必要性を検討することも視野に入れます。

### タウンミーティング等での意見 3

\*県で寄付の募集をしてほしい・・・\*

1300 法人あっても、一法人あたりの会員数は少ないのでは。会員増なくしてNPOの発展はない。人・物・金・情報の問題を言うと、人は会員数が増えない。物はちゃんとした事務所がなく代表者が変わると事務所も変わる等で、活動が定着しにくい。金はもつとあれば活動を発展させられるが税制上寄付を集めにくい。難しいかもしれないが県でNPOに対する寄付の募集などはできないか。

(タウンミーティング 10/21 千葉)

物品や資金、人材、情報など活動に必要な「地域資源」の不足により、十分にその力を発揮できない状況も見られます。

そこで千葉県では、市民・企業等と、地域や社会の様々な課題の解決に取り組むNPOとの間で、資金や物品、情報等の「地域資源」の橋渡しを行う仕組みの構築を目指し、「民が民を支える地域資源循環システム」を平成 20 年度モデル事業で行っています。

県行政では、本システムが市民の皆さんに広く知られ、地域資源が豊かな地域社会構築に向けたNPO活動のちからとなるよう普及支援していきます。

<行動計画2(3)>

### タウンミーティング等での意見 4

\*県が講座開催や人材養成をしてほしい・・・\*

・NPO法人を運営していく上で、会計処理で苦勞するので、県で会計講座や相談にのってもらえるような日を設けてほしい。

(タウンミーティング 10/24 四街道)

・NPOを支援する人材を養成することは重要なことであり、市民活動センター、NPOセンター及びボランティアセンター等に専門職としてのコーディネーターの配置を推進強化すべきです。

(パブリックコメント)

県内では、市町村市民活動支援センターと民間のNPO支援組織があり、これらがNPOの相談窓口になりますので、御相談ください。

なお、会計や広報などの講座や相談事業については、上記の支援組織のほか、民間の会計事務所等でも行われているので、そちらも御利用ください。

また、市町村市民活動支援センターと民間のNPO支援組織による支援組織ネットワークがあり、県行政ではここで支援のちからを高める事業を行っています。

<行動計画2(4)>

タウンミーティング等での意見5

\*県で中間支援組織を育成してほしい・・・\*

NPOは志を持っているが、バラバラに活動しており、行政を動かすくらい力になっていない。リーダーシップの取れる団体が必要なので地域単位で中間支援組織を育成することが必要ではないか。

(タウンミーティング 10/30 八千代)

NPOは、地域や社会の課題を解決するために、市民が自発的、自主的につくる組織です。NPOを支援するためのNPO(中間支援組織)もその一つです。県がNPOのうち特に中間支援組織だけを育成することは考えていません。中間支援組織を必要とする市民・NPOの皆さんが育てていくものと考えています。

また、地域のNPOの皆さんが必要に応じて、自らの意思でネットワークを組んでいくことが大切と考えています。

県行政は、市町村行政の市民活動支援センターや民間のNPO支援センター(中間支援組織)、地域のNPOネットワーク組織などとの連携強化により、各組織の力が高まり、効果的なNPO支援ができる体制を整えていきます。

<行動計画2(4)>

タウンミーティング等での意見6

\*力のないNPOを応援してほしい・・・\*

今はあまり力のないNPOをもっと自立させていくことが、これからの3年間ではまだ重要だと思っている。

(タウンミーティング 10/31 船橋)

県行政でも、規模や分野に関わらず多種多様なNPOが生まれ、各地で活発に活動して裾野が広がっていくことが望ましいと考えています。

各NPOが自立して継続的に活動できるように引き続き支援していきます。

<行動計画2(2)(3)(4)(5)>

### 3 地域の様々な主体が連携・協力し合う場をつくる

地域を構成する市民、NPO、企業、学校・大学、地縁組織、社会福祉協議会、県行政・市町村行政などが、出会い、連携・協力し合うきっかけづくりや機会を提供することで、それぞれの特性や役割分担を認識し、活かし合いながら、ともによりよい地域社会をつくっていくことを目指します。

#### (1) 地域でのプラットフォームづくりの支援

地域社会を構成する様々な主体には、市民はもちろんNPO、企業、学校・大学、社会福祉協議会、地縁組織、市町村行政・県行政などがあります。それらが、連携・協力し合う関係をつくることにより、市民の視点に立ったより良い地域をつくっていくことができます。

地域の様々な主体が連携・協働して地域の課題解決に取り組む「地域活性化プラットフォーム事業」を引き続き実施します。

これまでこの事業に参加した市民・NPOを中心とした様々なネットワークの構築や新たな連携・協働による取組がみられます。この市民主導による地域づくりの取組を、千葉県モデルとして県内外に普及していきます。

さらに、福祉、観光、まちづくり、地域づくりなど、県行政の各部局での取組とも連携しながら、地域でのプラットフォームづくりを支援します。

その際、「民が民を支える地域資源循環システム」による地域資源の橋渡しによって生まれるNPOと市民、企業などとの関係を活かしていきます。

#### \*プラットフォームとは？\*

プラットフォームとは、出会いの場、活動の基盤、舞台を意味します。

市民、NPO、企業、学校・大学、社会福祉協議会、地縁組織、行政などが意見交換・連携し、地域課題の把握・解決手法の検討から解決のための具体的な活動に取り組むことを目指しています。

地域活性化プラットフォーム事業の特徴は、地域の課題解決のために様々な主体が連携して取り組むネットワークづくりと、地域の眠れる資源(人、モノ、場所、ネットワーク等)の活用にあります。

## (2) 多様な主体（企業・社協・地縁組織等）とNPOとの連携促進

より良い地域をつくっていくためには、NPOと、企業、学校・大学、社会福祉協議会、自治会・町内会などの地縁組織など、地域を構成する多様な主体の連携・協力が必要となります。

多様な主体とNPOが、お互いのことや連携の必要性に関する理解を深め、連携の方策を考えるきっかけとするため、セミナーや意見交換会を開催するなど、連携・協力を促進するための場づくりを進めます。

その際、特に企業や他の公益法人などが実施している地域貢献活動や県行政の各部局で実施している同様の取組と連携して進めます。

## (3) 学校とNPOとの連携促進

あすのちばを拓いていくのは次代を担う子どもたちです。学校を核として、家庭や地域と一体となって、地域に即したきめ細かな教育を推進していくことがより一層求められています。

地域の民間教育力の活用など、地域と学校との連携を進める上で、専門性をもったNPOも地域の一員として、子どもたちへの教育の一端を担うことが期待されています。

そのためには、NPOと学校の相互理解が欠かせません。

教職員がNPOへの理解を深め、NPOに関する新しい情報を得られるよう「NPOと学校との連携実践講座」を実施していきます。

講座の実施にあたっては、これまでの市町村教育委員会単位での実施から学校単位でも行えるよう、機会の拡大を図ります。

一方、NPOを対象に、学校の教育課程での活動を拡大するための小・中学校、高校での実践的な能力をつけられるような支援として「連携実践講座」を開催します。

#### (4) NPOとの連携事例を表彰する制度の創設

企業や学校・大学、社会福祉協議会、地縁組織などとNPOが連携して地域や社会の課題解決に取り組むことが、環境、福祉、子育て、まちづくりなど様々な分野や地域で、成果を挙げています。

このような連携事例を顕彰することで、連携の効果が広く周知され、連携がさらに促進することが期待されます。事例を広く公募し、表彰する「(仮称) NPOコラボ大賞」を創設します。

##### タウンミーティング等での意見7

\*NPOだけを対象とした賞の創設は適当ではない・・・\*

「NPOコラボ大賞」の創設が提案されていますが、本来NPO活動は自主的・自発的な活動であり、NPOだけを対象とした賞の創設は適当ではないと考えます。

また、どのような基準で選考されるのか。市民の自主的な活動に優劣や点数をつけることが適当かどうか熟慮してください。

(パブリックコメント)

コラボ大賞では、表彰の対象は「連携事例」であり、より良い連携が広がっていくことを期待して実施しようとするものです。

県行政が市民の自主的な活動に優劣をつけるようなことはすべきではないと考えており、そのような誤解が生じないように注意しながら実施していきます。

<行動計画3(4)>

## 4 パートナーシップ型行政を進める

NPOと行政が、対等で緊張感のあるパートナーシップを強化し、社会的課題に取り組むパートナーシップ型行政をさらに進めます。このことにより、市民の視点に立った行政運営への転換を進めます。

また、市町村行政と連携・協力し、全県的なNPO活動の推進を目指します。

### (1) NPOとのパートナーシップの推進

NPOとのより良いパートナーシップを築いていくためには、お互いがパートナーとなる相手の特性や力を理解することが必要です。

県職員に対してNPO活動の現場体験を含めた研修や、千葉県パートナーシップマニュアルを活用した学習会、NPOとの意見交換会などを実施します。

さらに、NPOと県職員が協働のあり方や事例を共有するとともに、地域に密着した市民・NPOの声を直接聞くことなどを通じて、県職員の意識改革を進めます。

また、NPO及びNPO施策に対する理解を促進し、全庁的な取り組み等を推進するため、パートナーシップ推進員を県行政の関係課に設置しています。

庁内における一層の共通認識と連携の強化を図る観点から、パートナーシップ推進員をすべての課に設置することを検討します。

#### \*千葉県パートナーシップマニュアルとは？\*

NPOとのより良いパートナーシップを築いていくための統ルールとして『千葉県パートナーシップマニュアル』(平成16年2月初版)を市民・NPOとの協働で作成し、その活用を図っています。

このマニュアルは、職員が業務を行う際の手引書であり、また、県行政とパートナーシップを組もうと考える市民・NPOのガイドラインにもなっています。

\*パートナーシップ、協働とは？\*

「パートナーシップ」とは、異なる立場の主体同士が、継続した協力や連携などの関係を持つことであり、「協働」という言葉を使うこともあります。

NPOと行政のパートナーシップの推進で注意したいのは、常にパートナーシップありきではないということです。

行政とNPOはお互いに独立した存在ですが、課題解決にともに取り組むことで、市民にとって、より良い成果が期待できる場合には、適切なパートナーシップを築けばよいということです。

\*パートナーシップ型行政とは？\*

「パートナーシップ型行政」とは、「パートナーシップ」を通じて、県行政もNPOも社会的課題解決のために活動できるように、さまざまな施策を推進していくタイプの行政をいいます。

## (2) NPOとの協働事業の推進

全庁的なパートナーシップ型行政を推進するため、「ちばパートナーシップ市場<sup>いちば</sup>」という仕組みを創設し、意見交換会を実施しながら、県行政とNPOとの協働事業を実施してきました。

県行政とNPOが協働して事業を実施するのは、それぞれが単独で地域や社会の課題解決に取り組むよりも、市民にとってより大きな効果をもたらすためです。

そこで、相乗効果のある成果が生まれる協働事業が実施されるよう、「ちばパートナーシップ市場」を常に見直していきます。

また、県行政は、環境、生活、福祉、観光、経済、教育、まちづくりなど、様々な分野で市民・NPOとの連携をうたっており、様々な形で協働を進めています。

これらの協働事業の成果を県行政の施策に活かすとともに、広く市民にその成果を知らせていきます。

\*協働事業、ちば<sup>いちば</sup>パートナーシップ市場とは？\*

「協働事業」とは、二つ以上の担い手が、それぞれの目標の実現のために目的を共有し、役割分担して一つの事業を実施することにより、相乗効果をあげることが期待される事業のことです。

「ちばパートナーシップ市場」は、千葉県内の地域課題について、県行政とNPOとが情報交換や意見交換をした上で、相乗効果が期待できる事業をNPOから公募し、採択された事業を予算化し、翌年度に県行政とNPOとが協働事業として実施するという制度です。

県行政が事業を決めて、事業の実施段階で市民の参加を求めるのではなく、事業の計画段階から実施、評価まで市民参加で行おうとするものです。

「市場」という名称には、人やモノが集まって一緒に事業を行う場という思いが込められています。

### (3) NPOに関するワンストップサービスの充実

多様な活動を展開するNPOに対して、いわゆる縦割り行政の弊害が生じないように、県庁各課とNPOや市町村行政等を有機的に結びつけ、効率的なサービス提供体制を構築する必要があります。

そこで、NPO活動推進課をNPOに関する県行政の総合窓口と位置付け、千葉県NPO情報ネットやNPOパートナーシップオフィス等を通じて、NPOに関する様々な情報を一元的に収集・提供します。

また、NPO活動推進課内に県庁部局毎のワンストップサービス担当者を設置することで、県庁各課とNPOや市町村行政等を結ぶ仲介・調整・相談機能を確保します。

#### \*ワンストップサービスとは？\*

一つの窓口や一度の手続で、関連する作業を一括して処理できるように設計されたサービスです。

### (4) 市町村行政との連携・協力

全県的にNPO活動を推進していくためには、地域に最も近い行政組織である市町村行政と県行政との連携が欠かせません。しかしながら、市町村行政におけるNPO活動推進施策の取組状況は地域によって異なります。

そこで、市町村行政と県行政の連絡会議の充実を図り、意見交換・情報交換や県内外の先進事例を知る機会などを設けます。

また、NPO活動を促進するため、地域の実情や特性に応じた活動推進施策についてNPOの成功事例や先進事業なども参考にしながら、県行政・市町村行政・NPO等の連携により共同で研究を行います。

## (5) 全国の自治体との交流・連携の促進

NPO活動を推進していくためには、NPO施策を積極的に推進する全国の自治体との連携や交流を図り、その取組みの輪を広く全国に拡大させていくことが重要です。

引き続き、「NPO活動推進自治体ネットワーク」や「NPO活動推進自治体フォーラム」に参加します。NPOの支援やNPOとの協働などに関し、直面している課題や先進的施策に関するビジョンや成果等について、全国の自治体と情報共有や議論、研究などを行い、切磋琢磨しながら、NPO施策に反映させるとともに、必要に応じて法改正など国への働きかけを行ってまいります。

\*NPO活動推進自治体ネットワーク、NPO活動推進自治体フォーラムとは？\*

千葉県の提唱で、平成16年度に第1回NPO活動推進自治体フォーラムを千葉市幕張で開催しました。その後、横浜市、滋賀県、佐賀県、静岡県で開催されています。

この千葉での会議をきっかけに、継続的にNPO活動推進のための取組を進めていくため、全国の193自治体の参加を得て平成17年11月にNPO活動推進自治体ネットワークが発足しました。

その後参加自治体数が増え、全国的にNPO活動推進に取り組む機運が広がっています。現在221自治体《40道府県、181市区町村》となっています。

### タウンミーティング等での意見8

\*市町村のNPO施策を充実させて欲しい・・・\*

市町村と県の間では、NPOに対しての意識差がある。NPOと直接関わる機会が多いのは、市町村であるが、各市町村ではNPOへの対応策に対してやる気はあってもその方法がわからないことが多い。県では市町村への支援も厚くしてもらいたい。

(タウンミーティング 10/25 富津)

NPO活動を推進する上で、多くのNPOが活動地域としている市町村行政の役割は重要です。

そこで、NPOの協力を得ながら、市町村行政と県行政が共同でNPO施策に関する研究会を開催したり、情報交換や意見交換を積極的に行います。このことにより、県行政と市町村行政が連携・協力し、地域の実情に応じた施策を推進します。

<行動計画4(4)>

## VI 推進体制

県行政は、行動計画を確実に実施し、NPO、市民、地域の多様な主体、市町村行政の協力を得て、この計画を推進していきます。

### 1. 役割について

#### (1) 県行政の役割

- ・市民の視点に立ったより良い地域づくりのために、市民・NPOが主体的に地域課題の解決に取り組むことの価値や、そのための仕組みであるNPOの意義と地域社会への貢献の成果を、広く市民に発信します。
- ・NPO活動の自主性を尊重し、個々のNPOが自立して地域の課題を解決するちからを発揮できるよう支援するとともに、「市民が支えるNPO」という市民とNPOとの新しい関係を育てる機会や場をつくりだします。
- ・多様なNPO活動のあり方を認めるとともに、お互いの目的を共有する領域においては、NPOが県庁各課とパートナーシップを構築し、連携・協働を進めていくためのコーディネートをします。
- ・NPOと市町村行政や企業、学校・大学、社会福祉協議会、地縁組織など地域を構成する様々な主体との連携・協力が進むよう、多様な機会の創出を促します。
- ・市民のNPOに対するチェック機能が十分果たせるよう、NPOに関する情報公開を徹底します。

＊県行政がこのような役割を果たすため、具体的に施策を展開する推進体制については、2. 県の施策推進体制に記述します。

#### (2) 地域社会の担い手へ期待すること

##### a. NPOへ期待すること

- ・行政や企業と並んで、社会サービスを提供する主体として大きな役割を果たすことを期待しています。
- ・県内各地で自立した多様な活動が生まれ、展開されることを期待します。
- ・多くの市民が社会参加するための活動を行うことを期待します。

- ・日々発生する新たな社会的課題について、地域社会や行政に提言することを期待します。
- ・地域の多様な担い手と、新しい関係を築き、地域のちからを強める主体となることを期待します。
- ・目的を共有する領域において、行政とパートナーシップを組み、社会を変革していくことを期待します。

#### b. 市民へ期待すること

- ・NPOを、市民自らが社会的課題を解決し、よりよい地域社会をつくるための仕組みとして認識することを期待します。
- ・より多くの市民が活動に参加、または支援するなど、多様な関わりを持つことを期待します。
- ・市民が活動を通して社会参加し、よりよい社会へ変革していくちからとなることを期待します。
- ・NPOが地域社会へ貢献する活動を展開していくよう、市民が育てることを期待します。

#### c. 地域の様々な担い手へ期待すること

- ・地域では、町内会・自治会や学校・大学、社会福祉協議会、企業などが、それぞれの特性を生かして、ときには連携しながら暮らしやすい地域社会を築いてきました。  
こうした多様な地域の担い手が、NPOをよりよい社会をつくっていくパートナーの一つとして認め、ともに地域づくりに取り組むことを期待します。

#### d. 市町村行政へ期待すること

- ・NPOの活動は、単一の市町村内を活動地域としたものが多いため、こうした活動を活性化させる環境を整えるためには、市町村行政と県行政が一層連携・協力することを期待します。
- ・県行政と市町村行政は地方分権の流れの中では対等・協力の関係であることから、NPO施策に関する情報交換、情報共有を行いながら、市民による活動が活発になるよう取組みを進めていくことを期待します。
- ・市町村行政は、地縁組織や社会福祉協議会とともに、NPOをともに地域をつくる担い手と認識して、支援、連携、協働することを期待します。

## 2. 県の施策推進体制

### (1) 千葉県NPO活動推進委員会

県行政のNPO施策の推進にあたり、専門的な見地から幅広く意見や助言・協力等を求めるとともに、市民・NPOと県行政が協働で事業を進めるため、千葉県NPO活動推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置します。

推進委員会は、この推進計画が着実に実行されるよう進捗状況をチェックし、県行政と協働して行動計画を具体化します。

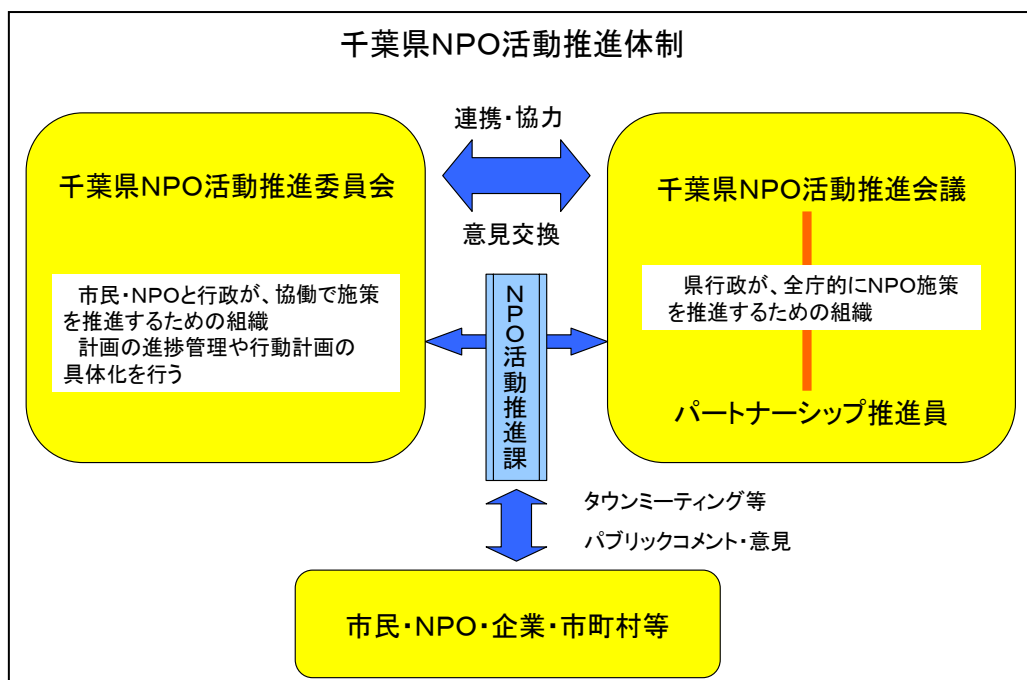
また、推進委員会は、必要に応じて市民やNPOに働きかけを行い、そのニーズを的確に把握して、計画を推進していきます。

### (2) 千葉県NPO活動推進会議

NPOに関する施策を県行政全体で円滑に進めることを目的として、千葉県NPO活動推進会議（以下「推進会議」という。）を設置します。

推進会議は、推進委員会と協力し、NPO及び推進計画に対する理解の促進、ワンストップサービス体制の確立のための全庁的な取組などを推進していきます。

また、NPOの活動分野は、行政のほとんどの分野に及んでいます。そこで、NPO関連事業を実施している担当課職員等を「パートナーシップ推進員」とし、情報を共有し、各部署が共通の認識を持って連携・協力を図りながら、県庁内が一体となってパートナーシップ型行政を推進していきます。



## Ⅶ これまでの施策の成果と課題

### [成果]

(1) NPOと多様な主体との連携が始まり、地域の課題解決力が高まってきた。

- ① NPOが地域の様々な主体（学校・大学、市町村、企業）などと連携して、地域の課題解決力を強化する「地域活性化プラットフォーム事業」は、参画するNPOの増大とともに多様な活動を生み出し、県内各地で成果を収めています。
- ② 市町村におけるNPO支援体制の整備に関しては、市民活動支援センターを設置した市町村数が、平成13年では1自治体であったのが、平成20年では17自治体に増加しました。
- ③ NPOと学校の先進的な連携事例を集めた「NPOと学校の連携事例集」はNPOと教育界双方に活用されています。これを活用した実践講座も拡大し、教職員のNPOに対する理解が深まっています。
- ④ 「企業とNPOに関するセミナー」は、企業がNPOを協働の相手と認識し始めたことや県がその基盤を形成したことで、新たな展望を生み出しています。
- ⑤ 企業や大学とNPOとのマッチングの場の提供などにより、新しいネットワークの形成や、単独では解決できなかった地域の課題解決力の向上につながっています。

(2) パートナーシップ型行政が実体化し、「千葉方式」として県政運営の標準になりつつある。

- ① 徹底した情報公開とNPOを始めとする市民参加・協働による計画づくり・施策の推進の県政運営の手法が全庁に広がり、今や「千葉方式」として高く評価されるようになっています。
- ② 「ちばパートナーシップ市場」の開設により、NPOが事業提案を県庁各課へ行う状態が生まれ、庁内においてNPOが身近な存在として認識されるようになり、公募型事業も増えてきています。
- ③ NPOに対する認識が広まることで、NPOの実態を見て評価する姿勢が職員の間で形成されてきています。
- ④ 県行政とNPOがパートナーシップを築くためのルールである「千

葉県パートナーシップマニュアル」や法解釈や運用のあり方についての全国初の本格的なマニュアルである「千葉県NPO法運用マニュアル」は、「NPO立県」のための重要なツールとして定着しています。

**(3) NPO活動への理解と参加の促進に向けての新たな取組に成果があった。**

- ① NPOの活動をより多くの市民に広め、参加につなげていくための戦略的事業として平成19年度に初めて実施した「ちばNPO月間」は成果がありました。主な行事である「市民活動フェスタ」への来場者も4,024人に上っています。
- ② このことにより、これまで活動のあまり活発でなかった地域においても、市民のNPOの認知度が高まり、市町村施策への反映などの効果がありました。

**(4) NPO活動の実情に応じた補助金制度が整備され、NPO活動に対し役立つ補助金として効果をあげている。**

- ① 補助金制度（NPOパワーアップ補助金事業）は、同一NPOが初年度から3年度まで継続して補助を受けられる制度へ改編したことで、NPOの組織基盤の強化や活動の活性化などの成果を生み出し、併せてNPO活動が地域へ浸透するちからを生み出すなどの効果をあげています。
- ② 応募件数が増加し、また実績報告書及び現地視察を通して、NPOの組織基盤の強化や地域への浸透並びに連携に向けた取組に有効に活用されていることが確認されています。

**(5) その他のNPO支援施策に関しても、成果があった。**

- ① 「民が民を支える地域資源循環システム」は、モデル事業として今後の方向性を明らかにすることができました。
- ② 「千葉県NPO支援組織ネットワーク会議」の立ち上げとそこでの意見交換等の取組により、課題の共有化が図られ、支援組織の連携が強化されつつあります。
- ③ 「NPO出前講座」の受講者数が増加し、市民のNPO理解を促進しています。
- ④ 「NPO法運用講座」は新しい手法によって実施したことで、法制度の内容や法人運営のノウハウについてより理解が進んでいます。
- ⑤ 「事業力向上セミナー」等の開催は、参加者の満足度も高く、NP

〇の事業力強化を支援するという当初の課題を達成しました。

- ⑥ 「法人化説明会」は、法人の設立認証申請を円滑にするために大いに役立っています。

**(6) 法制度に関する施策も成果があった。**

- ① 千葉県NPO活動推進委員会に設置されたNPO関係者と有識者による「NPO法制度研究会」において税制改正に向けた検討を行い、認定NPO法人制度の要件緩和等について国へ要望し、平成20年度の税制改正において認定NPO法人制度が大幅に改正されました。
- ② 引き続き、NPOの声を集約しつつ、税制改正要望を国に対して行っていくことが重要です。

**(7) これらの施策を通して、NPO法人の数が大きく伸び、NPO活動に対する県民の認知度や活動の評価、期待する割合も高まっている。**

- ① 県内NPO法人数の増加。  
千葉県の認証NPO法人数は、平成14年3月末に214だったものが、20年7月末には1,342と、約6.3倍に増え、全国では5番目に多い法人数となっています。
- ② 市民活動に対して、肯定的イメージを持っている県民が多い。  
「県政に関する世論調査」(平成19年度第35回調査。以下④まで同じ。)によれば、市民活動に対するイメージについて、
- ・「市民が自発的に、市民が必要としているサービスを提供している」が38.1%
  - ・「行政や企業とともに、市民の視点に立った新しい地域づくりを担っている」が33.3%
  - ・「市民が自己実現を図り、支え合う仲間を作る場となっている」が30.2%
- に対して、
- ・「怪しげな活動をする団体もある」が24.5%
- となっています(複数回答)。
- ③ 市民活動に対して、何らかの形で支援の意向がある県民が多い。  
市民活動に対する支援意向について、
- ・「積極的に支援をしたい」が1.8%
  - ・「賛同できる活動には支援をしてもよい」が41.8%
  - ・「支援したいがどのように支援してよいかわからない」が15.6%
- と、合計で約6割が何らかの形で支援の意向を示しているのに対して、

・「わからない・無回答」が 40.8%  
となっています。

④ 今後の市民活動について、期待している県民が多い。

今後の市民活動に対する期待について、

- ・「新しい地域づくりの中心となる存在として期待している」が 44.8%
- ・「仲間づくりや国際的な交流など、活動の場を広げることに期待している」が 31.4%
- ・「雇用の場として期待している」が 13.8%

に対して、

- ・「あまり期待していない」が 12.1%
- ・「わからない・無回答」が 23.7%

となっています（複数回答）。

⑤ 法人に限らず県民の自発的な活動が、各地、各分野で展開されるようになり、地域づくりの主体として、地域で広く認知されるようになってきています。

**（８）NPO活動推進自治体ネットワークの参加自治体数は 218 自治体《38 都道府県、180 市町村》となっている。**

千葉県の提唱で、平成 16 年度に第 1 回 NPO 活動推進自治体フォーラムを幕張で開催しました。この会議をきっかけに、継続的に NPO 活動推進のための取組を進めていくため、全国の 193 自治体の参加を得て平成 17 年 11 月に NPO 活動推進自治体ネットワークが発足しました。

その後参加自治体が増え、全国的に NPO 活動推進に取り組む機運が広がっています。

## 〔課題〕

### （１）NPOの役割やその意義が、地域に充分根付いていない

「県政に関する世論調査」（平成20年度第36回調査。以下（２）も同じ。）によれば、身近で活動する市民活動団体を知らない市民が圧倒的に多く（新聞やテレビでは聞く54.3%、知らない・無回答27.3%の計で81.6%）、役割や意義が、地域に根付くまでの道のりは自治体によって差はありますが、まだ遠いといわざるを得ません。

NPO法〔特定非営利活動促進法〕が出来て10年になりますが、地域の市民が身近にNPOの活動が見え、その意義を感じられるようになるには、より多くの多様なNPOの誕生と自由かつ達な活動の展開、透明度、市民へのアピール・情報提供の仕方などにまだ課題が残ります。

### （２）市民がNPO活動に携わる割合が少ない

身近で活動している市民活動団体を知ってはいても、定期的に活動に参加している人の割合は低迷しています（17年度18.1%→20年度14.4%）。

市民がNPO活動へ多数参加する裾野の広がりをつくれていない地域が多く、したがって全般的にNPOへの理解・共感・信頼と市民からの支援を得るところまでいっていません。NPOは市民による活動であるのに市民とのつながりはまだ十分とは言えません。

### （３）NPO自身の事業力など自立する力がまだ弱い

自立し、継続して地域社会の課題解決に取り組んでいくには団体としての基盤がまだ脆弱なところが多く、「思いだけで動いている」団体が多いのが実態です。特に任意団体の多くが年間の事業費が10万円以下であるなど、いわゆる『ひと、もの、金』の不足は続いています。街づくりや環境問題など長いスパンを要する課題に取り組む団体が多いので、次世代に引き継いでいけるだけの力が必要とされます。

各団体の目的や活動内容は多様であることから、必要な『ひと、もの、金』は異なりますが、例えばボランティア活動を行う任意団体においても、活動したい人の受け皿組織として、継続的に活動していく力が必要です。

NPOの自立のためには、今後どのような支援が良いのか、支援の方法や内容・妥当性の検討も課題です。NPOがコミュニケーション力や

事業力の向上を自分の課題として取り組むような支援の工夫が必要です。

#### **(4) 地域の様々な主体との連携・協力がまだ弱い**

全般的に市民のNPOへの理解が少ないのと同様に、地域を構成する様々な主体のNPOへの理解や信頼が地域によって差はあるもののまだ築けていないという実態があるので、その先にある連携・協働はあまり進んでいません。

- ① 社会福祉協議会やそのほか既存の自治会、町内会など地縁組織などとは地域課題を共有している場合が多いが、相互の対話の機会は十分とは言えません。
- ② 企業・中小企業などとの相互理解を促進する仕掛けとマッチングの検討が必要です。
- ③ NPO同士の連携への何らかの支援の検討も必要です。

#### **(5) 市町村行政のNPO施策に格差が生じている**

市民活動（支援）センターを設置している自治体は増えていますが17市町にとどまっており、支援組織ネットワーク会議に参加する自治体としない自治体とにNPO理解や施策に差が生じています。

市民が地域課題の解決のため積極的に活動したいと考えたときに、各自治体はその意見を受け止めて支援したり、協働して課題解決を行ったりできる環境を全県的につくっていくため、市町村のNPO施策の底上げに県行政が出来ることは何かを検討していく必要があります。

#### **(6) 行政とのパートナーシップは道半ば**

ちばパートナーシップ市場制度の開設で県庁の関係課とNPOの接点ができ、それによってNPOと行政の相互理解とパートナーシップへの道は開けましたが、まだ協働事例は多くはありません。

NPOにおいても、また県庁各部局においても、「協働」はどのようにあるべきかの整理・地ならしが十分とは言えません。

県職員の協働への一層の理解促進・意識改革のための手法や、県の出先機関でのワンストップサービスの周知の検討が必要です。

#### **(7) 法制度の改善への提案と寄付文化の気運づくり**

- ① 現行の寄付税制がNPOの財政的自立を難しくしている大きな要因のひとつになっています。NPO法人の財政基盤を強化し、NPO活動の促進に資する税制度の確立は、引き続き取り組んでいくべき課題です。

- ② 市民に寄付の文化が育っていません。活動に共感するけれど参加の仕方がわからない、自ら活動することは難しいけれど資金面で活動を支えたい、などの思いを持った市民とNPOの活動をつなぐ橋渡しを積極的に応援していく必要があります。

## Ⅷ 千葉県のNPOの現状

- 3年前の前回の調査結果との比較では、NPO法人数は増加していますが、NPO法人・任意団体ともに、財政規模、主な収入源、活動する上で困っていることについては、従来どおりの順位結果で傾向は変わりません。

しかし、財政規模では任意団体のポイントが高い方に移行し、行政からの補助金や業務委託費、民間の助成金のポイントが上がっています。

また、NPO法人では自主事業、会費収入のポイントが上がっており、活動資金を増やす自助努力が進められていることがうかがえます。

自治体との協働に関する項目では、今後の協働する意向、協働の実績でも増加しています。このことから、県・市町村行政でのNPO推進施策等の取組の効果がうかがえます。
- NPOの地域ごと、分野ごとのネットワークや連携した活動や事業が目に見えるようになっていきます。

例えば、各市町村市民活動センターを中心とするNPOネットワーク、県地域活性化プラットフォーム事業実施地域（四街道市、西印旛流域、栄町、市原市）、県NPOフェスタ開催地域、分野ごとでは「ちば里山シンポジウム」「生物多様性県民会議」「たすけあい、星数事業などの地域福祉ネットワーク」「子育て応援メッセネットワーク」「NPO支援組織ネットワーク」等有機的なネットワーク活動は、団体の活動内容に広がり、深みを育んでいます。

今後も多くの地域、分野で参加する団体を広げる必要があります。
- この間、「3年以上にわたる事業報告書の未提出」「法令違反」等によるNPO法人格認証の取消しは9団体、解散は67団体（平成20年12月31日現在）となっています。継続的に活動している法人が圧倒的に多い一方で、法人としてのメリットが感じられなかったり、継続して活動する組織としてのちかからなくなったり、後継者がいないなど様々な理由で解散する法人も出てきています。
- 県内には様々な地域・分野で活動しているNPO法人が出てきていますが、市町村によってはNPO法人がまだ1つもないところもあります。地縁組織がその組織力を活かして地域の課題を解決している地域においては、その傾向が強く見られます。地域によっては、NPO法人が生まれ、地縁組織との相互理解、共通認識のもとで連携することが課題となっています。

県内市町村別認証数

平成20年12月31日現在

県民センター別	認 証 数				申 請 中 団 体 ※			
	認証数	市 町 村 別			団体数	市 町 村 別		
千葉県庁	332	千葉市 275	市原市 57	8	千葉市 7	市原市 1		
葛南県民センター	323	市川市 88 船橋市 144 習志野市 24	八千代市 39 浦安市 28	7	市川市 4 船橋市 1 習志野市 1	八千代市 1 浦安市 0		
東葛飾県民センター	329	松戸市 104 野田市 26 柏市 104	流山市 35 我孫子市 41 鎌ヶ谷市 19	9	松戸市 1 野田市 3 柏市 2	流山市 2 我孫子市 1 鎌ヶ谷市 0		
北総県民センター	202	成田市 28 佐倉市 29 四街道市 16 八街市 12 印西市 24 白井市 17 富里市 10 銚子市 22 匝瑳市 3	旭市 8 香取市 16 酒々井町 3 栄町 6 印旛村 2 本埜村 1 神崎町 1 多古町 1 東庄町 3	5	成田市 2 佐倉市 1 四街道市 0 八街市 1 印西市 0 白井市 0 富里市 0 銚子市 0 匝瑳市 1	旭市 0 香取市 0 酒々井町 0 栄町 0 印旛村 0 本埜村 0 神崎町 0 多古町 0 東庄町 0		
東上総県民センター	90	茂原市 15 東金市 16 勝浦市 8 山武市 9 いすみ市 9 大網白里町 14 九十九里町 1 芝山町 2 横芝光町 2	一宮町 4 睦沢町 2 長生村 0 白子町 5 長柄町 1 長南町 1 大多喜町 0 御宿町 1	2	茂原市 0 東金市 0 勝浦市 0 山武市 0 いすみ市 0 大網白里町 1 九十九里町 0 芝山町 0 横芝光町 0	一宮町 1 睦沢町 0 長生村 0 白子町 0 長柄町 0 長南町 0 大多喜町 0 御宿町 0		
南房総県民センター	109	館山市 18 木更津市 37 鴨川市 9 君津市 20	富津市 9 袖ヶ浦市 10 南房総市 5 鋸南町 1	4	館山市 1 木更津市 1 鴨川市 0 君津市 0	富津市 0 袖ヶ浦市 1 南房総市 1 鋸南町 0		
合 計	1,385			35				

※ 申請中団体とは、設立認証申請後縦覧中又は審査中で、まだ認証又は不認証の決定をしていない団体である。

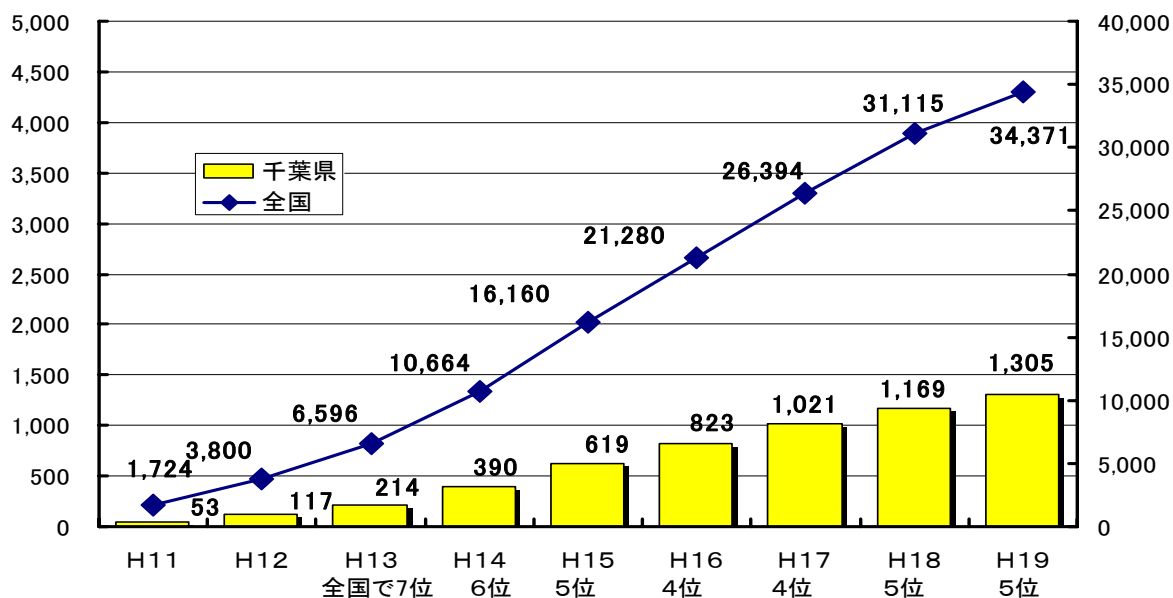
- 平成 20 年 12 月の公益法人制度改革後において、公益的な事業・活動を志す時に、どのような法人格を選択するのか、その推移を見守ることが必要です。また、NPO法改正に向けての動きもあることから、今後その動向に注目していく必要があります。
- 各種調査結果は次のとおりです。

### (NPO法人の認証状況)

平成 10 年 12 月の NPO 法の施行から約 10 年が経過しましたが、千葉県が認証した NPO 法人は、平成 11 年度に 53 団体だったものが、平成 19 年度には 1,305 団体と、約 25 倍に増えました。

特に、平成 14 年 11 月に千葉県 NPO 活動推進指針を策定しましたが、その前後の平成 13 年度から 16 年度にかけては、認証数が急激に増加し、全国順位が毎年上がりました。平成 19 年度末時点での全国順位は、東京都、大阪府、神奈川県、北海道に次いで全国第 5 位となっています。

NPO法人認証数推移(全国と千葉県の比較)



## NPO法人認証状況の推移

	設立認証 件数 (注)	解散届出 件数	認証取消 件数	転出 件数	転入 件数	認証数 (注)	
	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	累計
平成10年度	0	0	0	0	0	0	0
平成11年度	53	0	0	0	0	53	53
平成12年度	64	0	0	0	0	64	117
平成13年度	99	0	0	3	1	97	214
平成14年度	178	1	0	2	1	176	390
平成15年度	232	1	0	2	0	229	619
平成16年度	212	7	0	3	2	204	823
平成17年度	208	11	1	2	4	198	1,021
平成18年度	172	19	4	4	3	148	1,169
平成19年度	148	10	3	2	3	136	1,305
平成20年度 (注)	95	18	1	0	4	80	1,385
累 計	1,461	67	9	18	18	1,385	

(注) 平成20年度は、12月31日現在の件数です。

設立認証件数(a)は、所轄庁として実際に認証した件数です。

認証数(f)は、解散や認証取消し、他所轄庁からの転入・転出を加減した件数です。

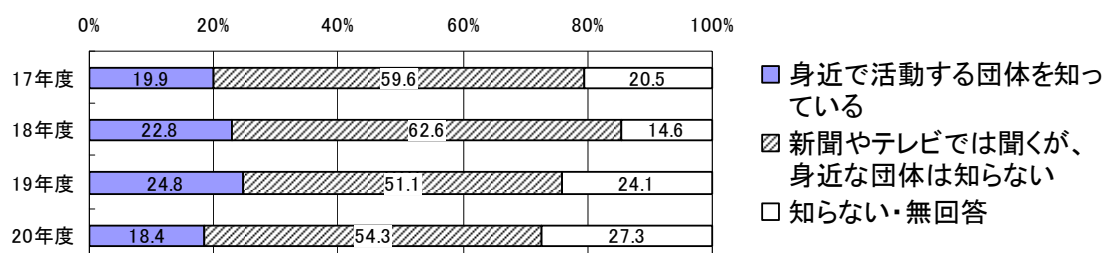
$$( \text{認証数(f)} = (a) - (b) - (c) - (d) + (e) )$$

### (県政に関する世論調査)

県民の生活意識や、県政への関心などを把握するため、県が毎年実施している「県政に関する世論調査」からは、次のような結果が出ています。

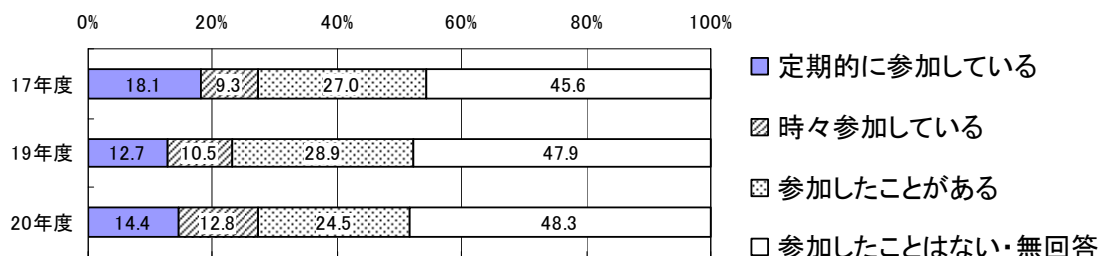
#### ① 市民活動団体の認知度

市民活動団体を知っているか聞いたところ、「身近で活動する団体を知っている」が約2割となっています。一方、「新聞やテレビでは聞くが、身近な団体は知らない」は最も多く5割台半ばとなっています。(平成20年度第36回調査、以下③まで同じ。)



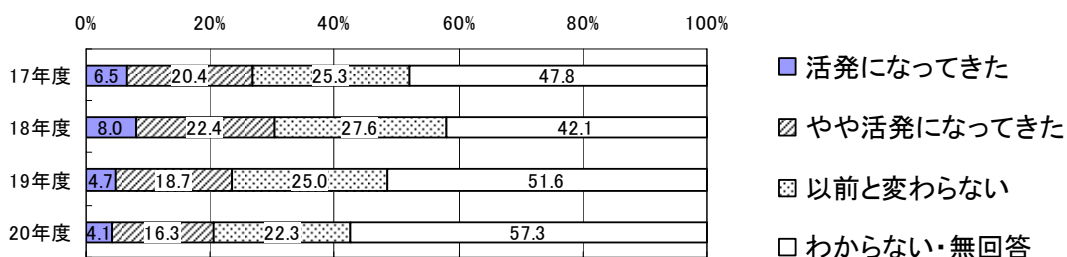
#### ② 市民活動への参加経験

上記①で「身近で活動している団体を知っている」と回答した人に対して、市民活動に参加したことがあるか聞いたところ、「定期的に参加している」と「時々参加している」を合わせた「参加している」が約3割となっています。



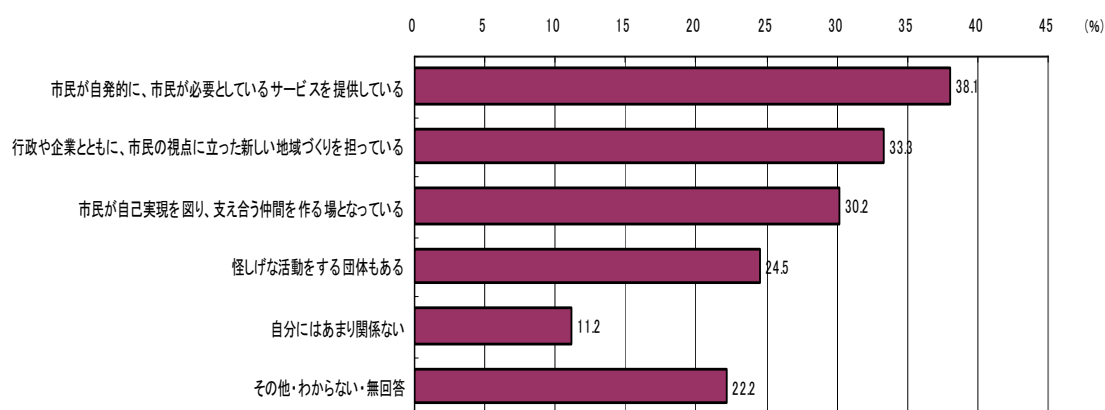
#### ③ 市民活動の地域での状況

市民活動が、地域において以前よりも活発になってきたと思うか聞いたところ、「活発になってきた」と「やや活発になってきた」を合わせた「活発になってきた」が約2割となっています。



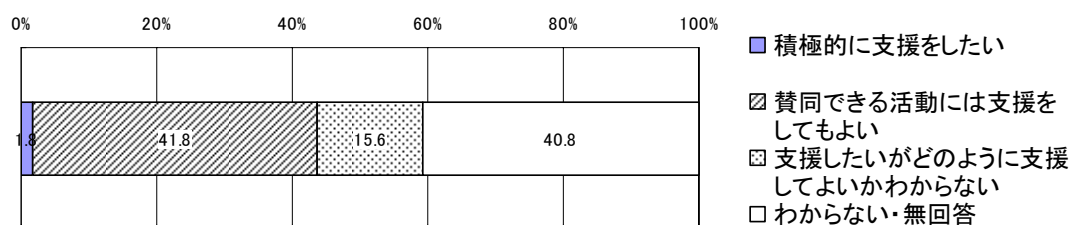
#### ④ 市民活動に対するイメージ（複数回答）

市民活動についてどのようなイメージを持っているかを複数選んでもらったところ、「市民が自発的に、市民が必要としているサービスを提供している」が最も多く約4割となっています。（平成19年度第35回調査、以下⑦まで同じ。）



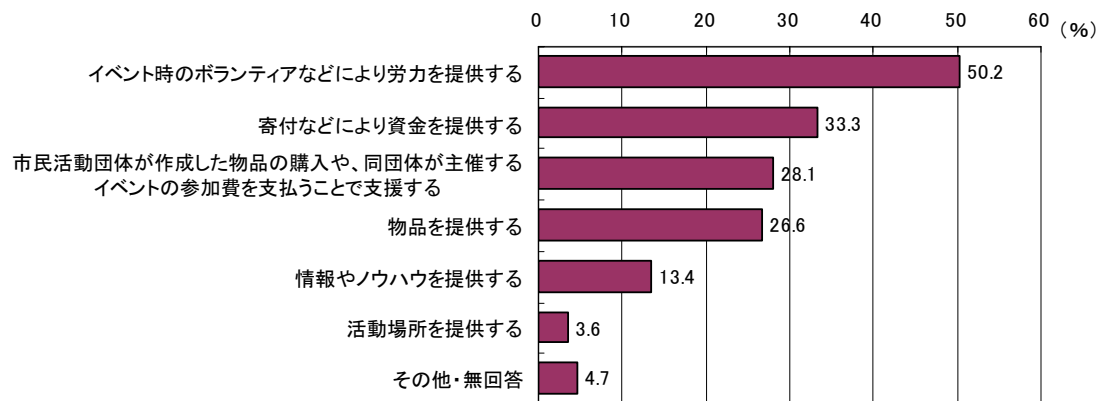
#### ⑤ 市民活動への支援意向

市民活動に対して何らかの形で支援をしたいと思うか聞いたところ、「積極的に支援をしたい」と「賛同できる活動には支援をしてもよい」、「支援したいがどのように支援してよいかわからない」を合わせた「何らかの形で支援の意向がある」が約6割となっています。



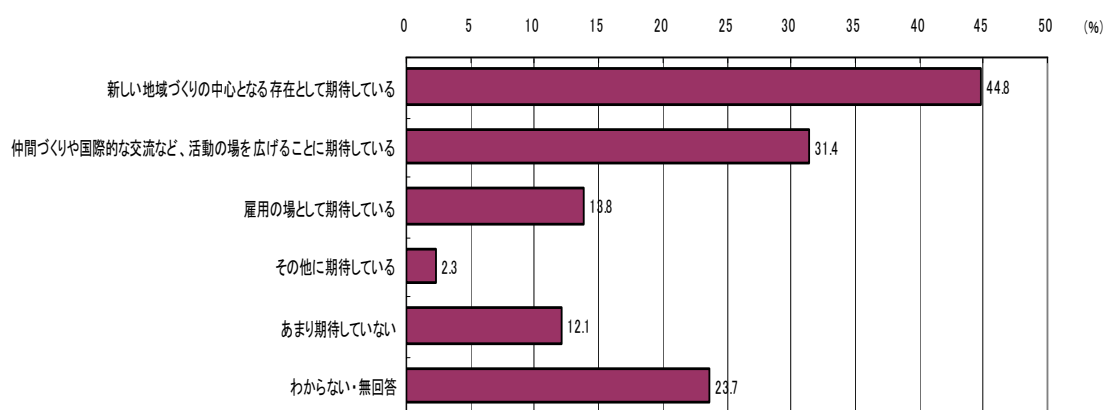
#### ⑥ 市民活動への支援の内容（複数回答）

上記⑤で「積極的に支援をしたい」、「賛同できる活動には支援をしてもよい」、または「支援したいがどのように支援してよいかわからない」と回答した人に対して、市民活動にどのような支援をしたいと思うかを複数選んでもらったところ、「イベント時のボランティアなどにより労力を提供する」が最も多く約5割となっています。



### ⑦ 今後の市民活動に対する期待（複数回答）

今後の市民活動について、どのような面での発展に期待しているかを複数選んでもらったところ、「新しい地域づくりの中心となる存在として期待している」が最も多く4割台半ばとなっています。



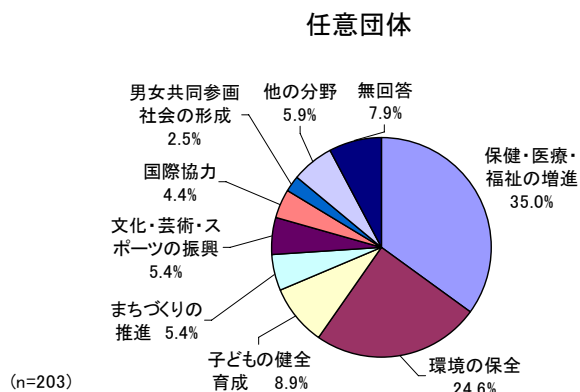
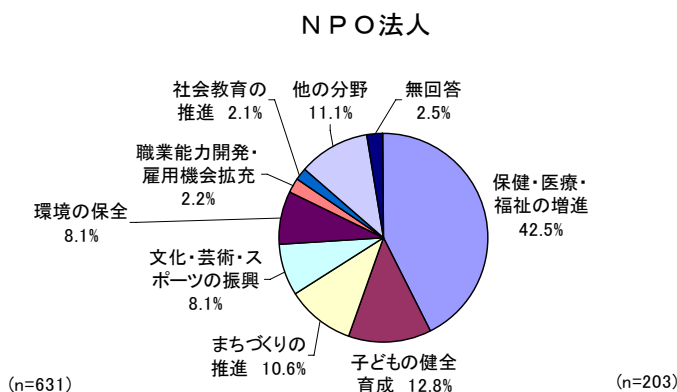
### （NPO活動実態・意向調査）

県内のNPOの現状や課題を把握することを目的として、平成19年11月に県が実施した「平成19年度NPO活動実態・意向調査」からは、次のような結果が出ています。

#### <1. 全体の集計結果>

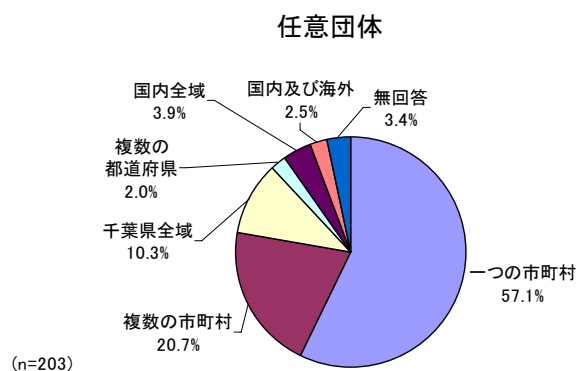
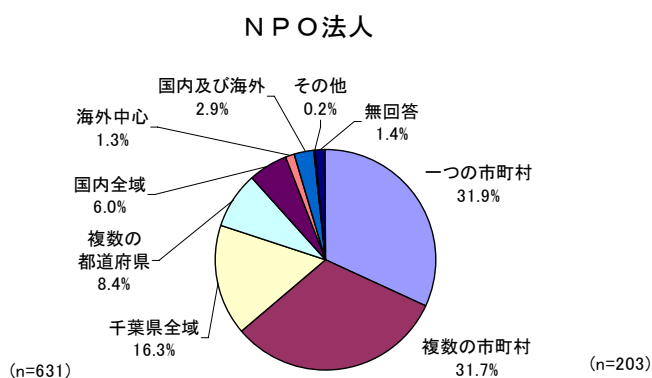
##### ① 主たる活動分野

NPO法人、任意団体のいずれも、「保健・医療・福祉の増進」の分野で活動する団体が最も多く、次いで、NPO法人では「子どもの健全育成」の分野が、任意団体では「環境の保全」の分野が続いています。



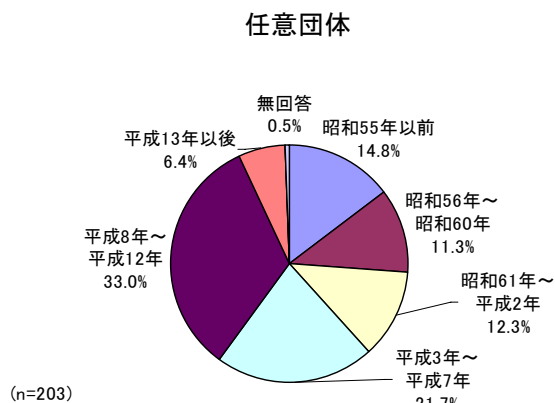
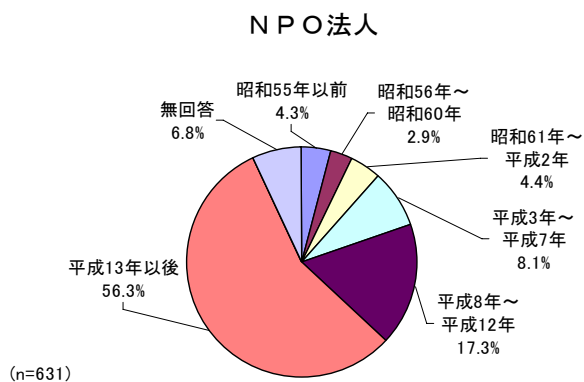
## ② 活動地域

NPO法人、任意団体のいずれも、「一つの市町村」で活動する団体が最も多く、次いで「複数の市町村」となっており、限られた地域で活動する団体が多くなっています。



## ③ 活動開始時期

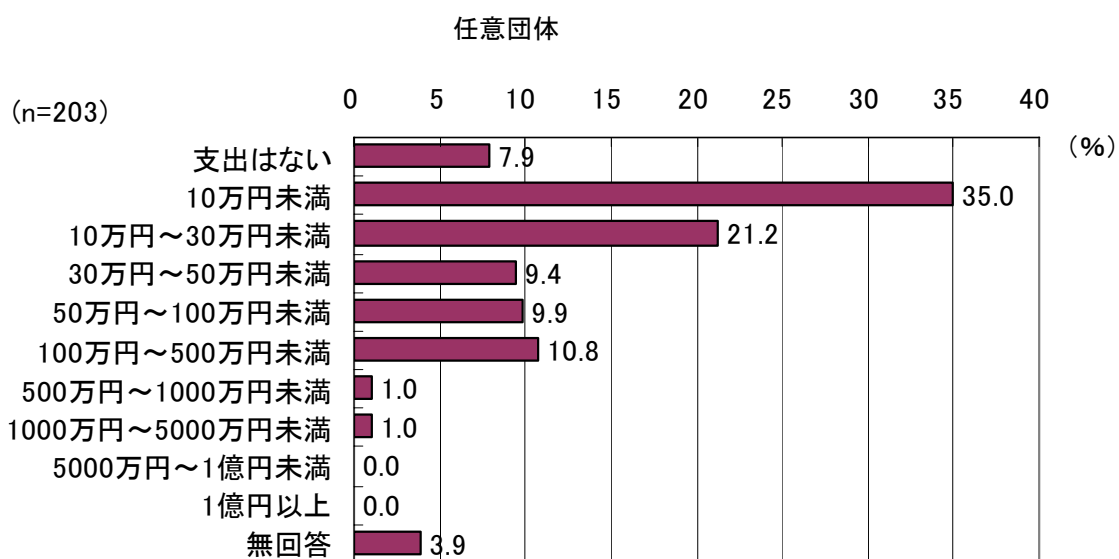
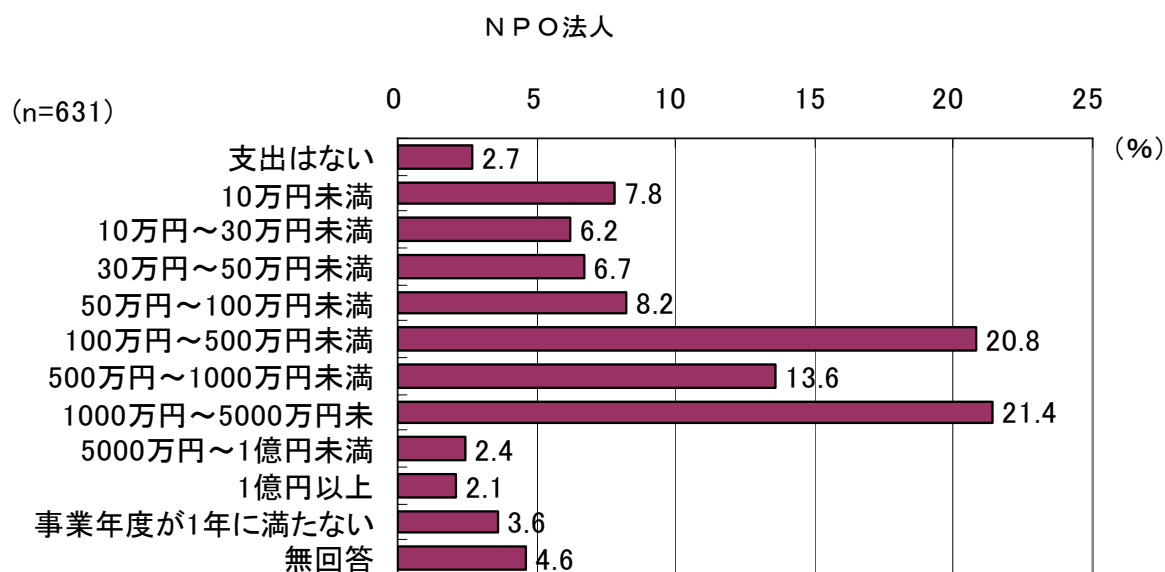
NPO法人は、平成13年以降に活動を開始した団体が約6割で最も多く、任意団体は、平成8年から平成12年の間に活動を開始した団体が3割を超えています。



#### ④ 財政規模（支出）

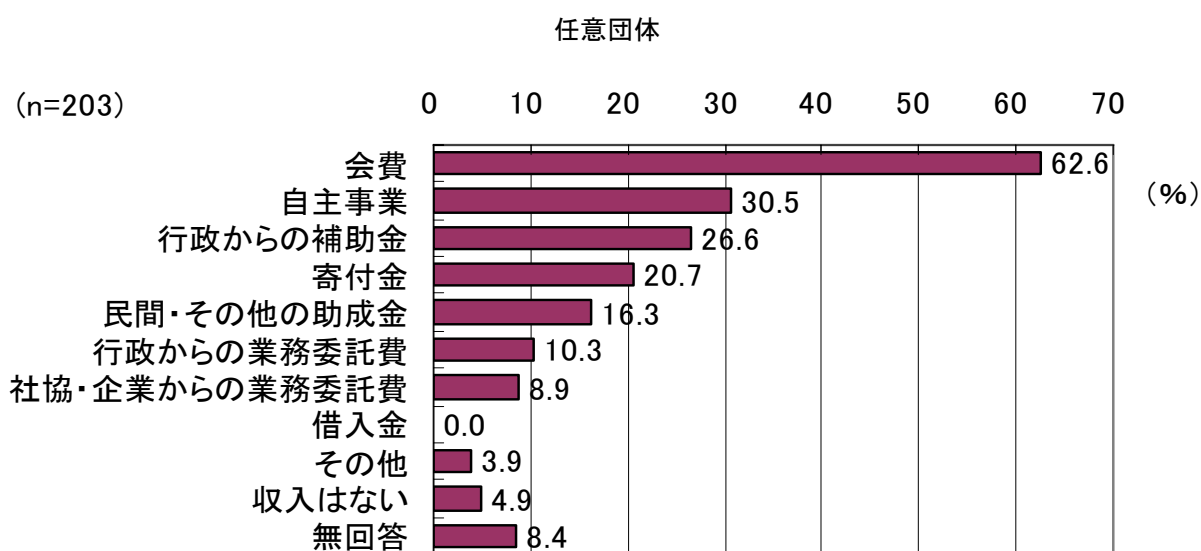
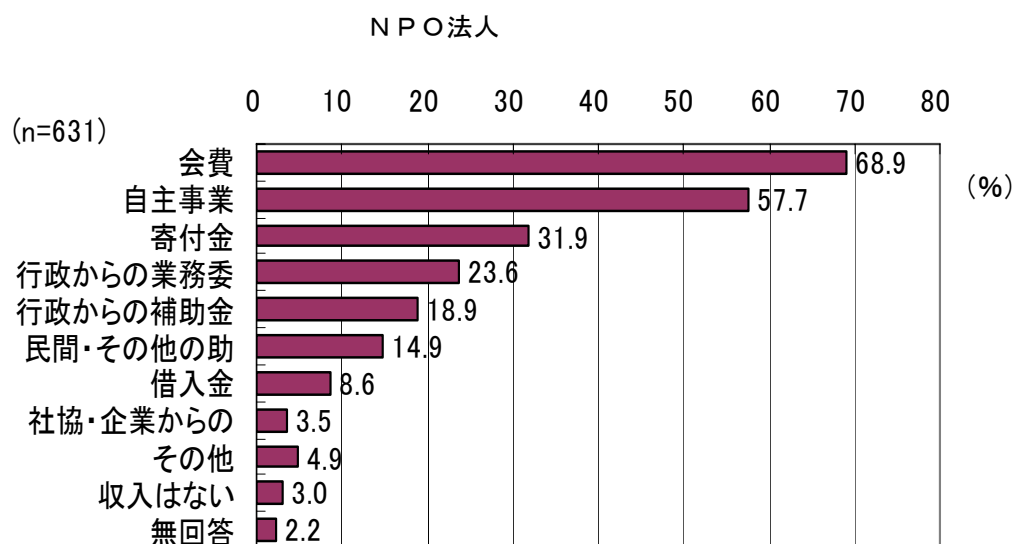
直近の事業年度（1年間）における財政規模（支出）については、NPO法人は、100万円～500万円未満の団体と1,000万円以上の団体を合わせると約5割を占める一方で、100万円未満の団体も約3割あります。

任意団体は、100万円未満の団体が約8割であり、約4割は10万円未満の団体となっています。



⑤ 主な収入源について（複数回答）

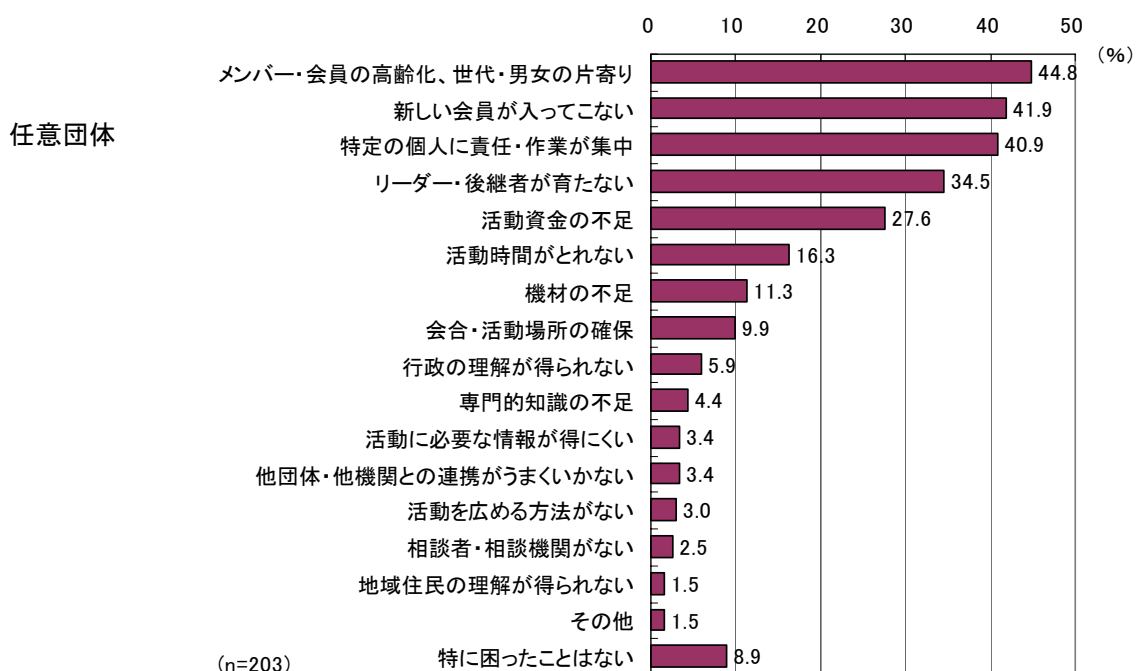
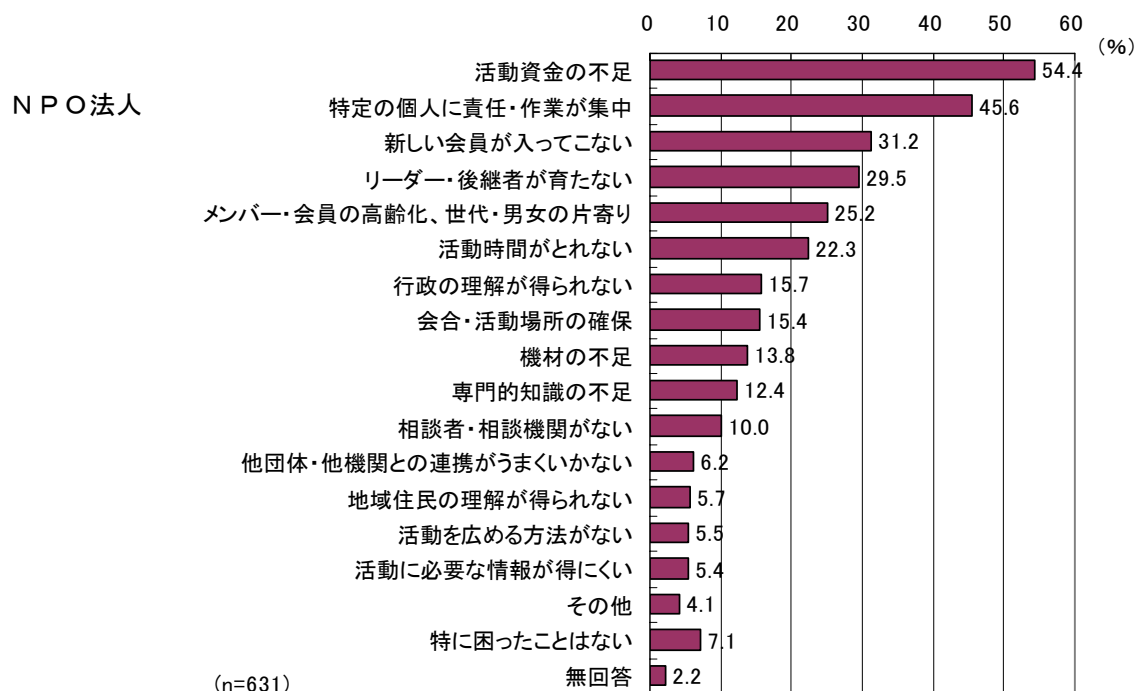
NPO法人は、会費、自主事業、寄付金の順となっています。任意団体は、会費、自主事業、行政からの補助金の順となっています。



⑥ 活動する上で困っていること（複数回答）

NPO法人は、「活動資金が不足している」が過半数で最も多く、次いで「特定の個人に責任や作業が集中する」が4割を超えています。

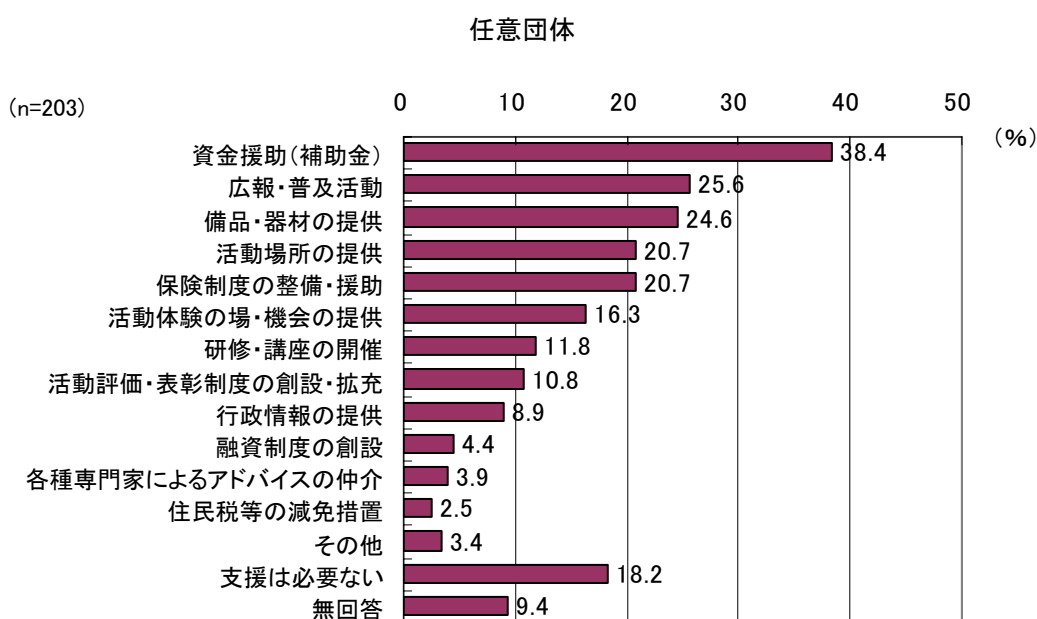
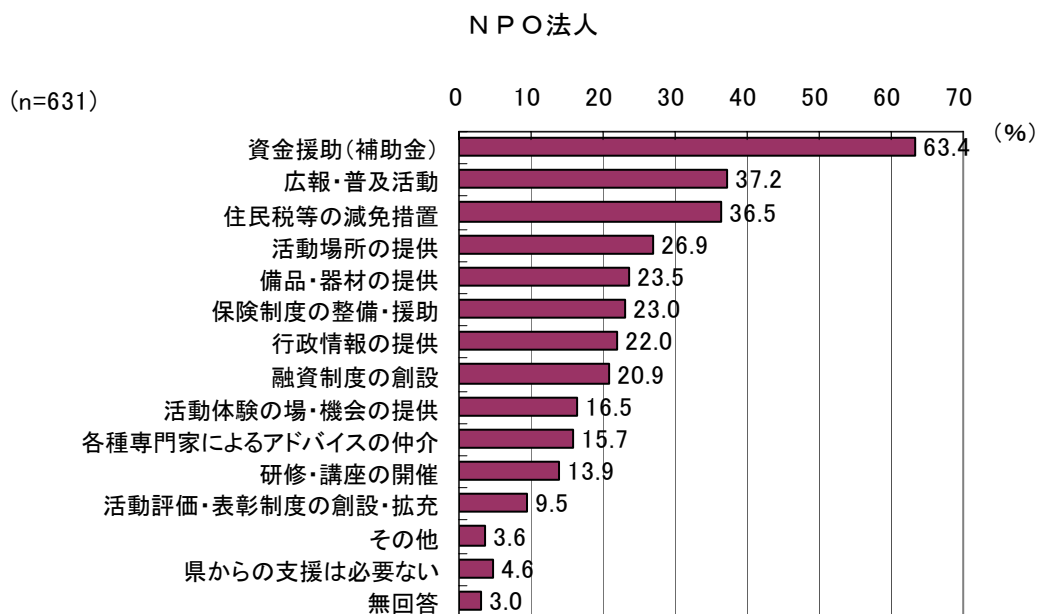
また、任意団体は、「メンバー・会員の高齢化や世代・男女の片寄りがある」が最も多く、次いで「新しい会員が入ってこない」、「特定の個人に責任や作業が集中する」の順でいずれも4割を超えています。



⑦ 県からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

NPO法人は、「活動に対する資金援助（補助金）」が約6割と最も多く、次いで「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」、「住民税等の減免措置」の順でいずれも3割を超えています。

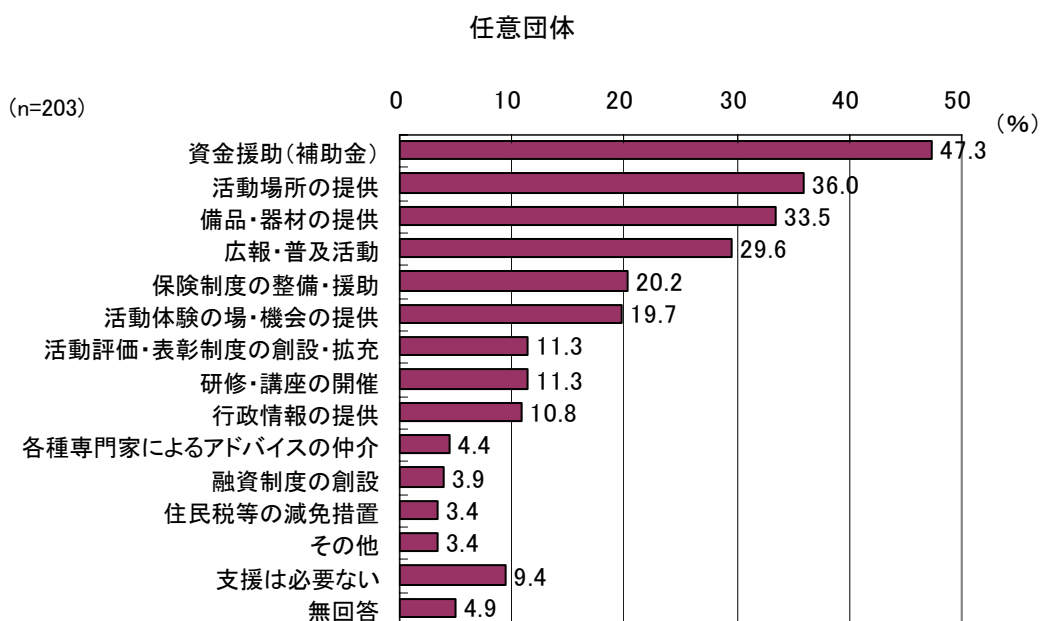
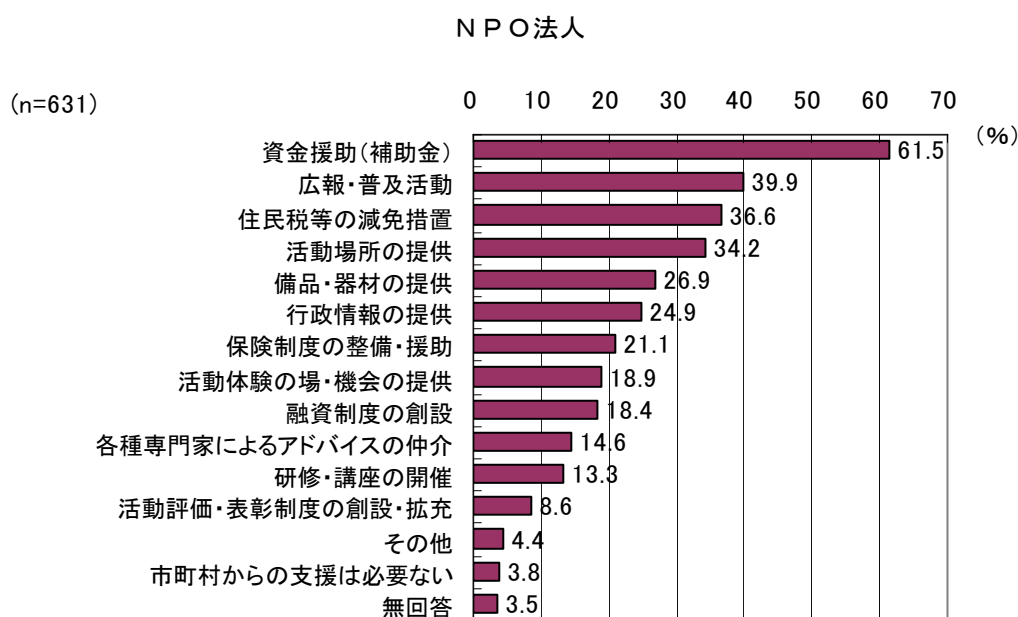
任意団体は、「活動に対する資金援助（補助金）」が約4割と最も多くなっていますが、「県からの支援は必要ない」とする団体も約2割となっています。



⑧ 市町村からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

NPO法人は、「活動に対する資金援助（補助金）」が約6割と最も多く、次いで「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」、「住民税等の減免措置」、「事務所、会議室などの活動の拠点となる場所の提供」が3割を超えています。

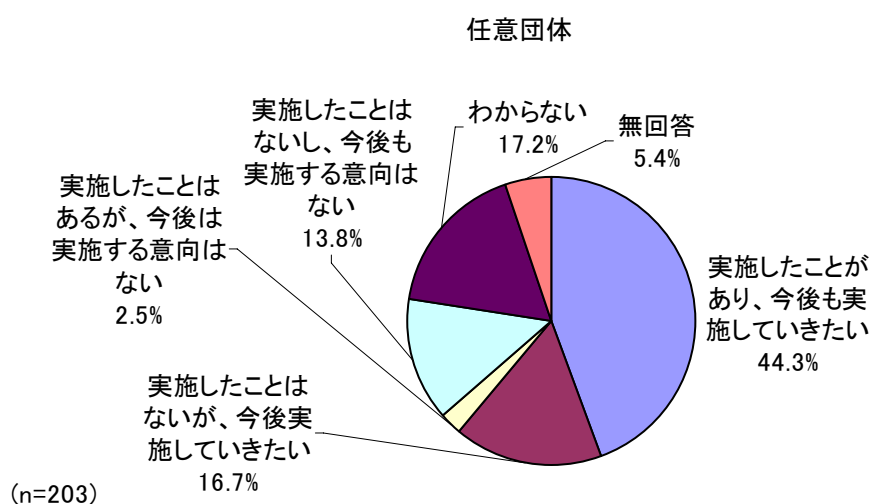
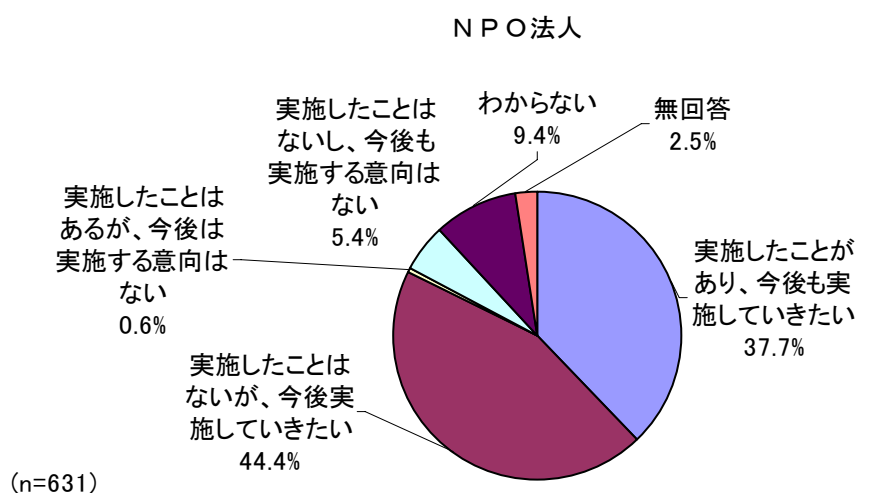
任意団体は、「活動に対する資金援助（補助金）」が約5割と最も多く、次いで「事務所、会議室などの活動の拠点となる場所の提供」、「活動に必要な備品や器材の提供」、「市民や企業に市民活動への理解と参加を促すための広報・普及活動」の順で約3割となっています。



⑨ 自治体（県・市町村）との協働について

NPO法人は、「実施したことはないが、今後実施していきたい」が4割強、「実施したことがあり、今後も実施していきたい」が4割弱となっており、8割以上が協働事業を実施する意向があります。

任意団体は、「実施したことがあり、今後も実施していきたい」が4割強、「実施したことはないが、今後実施していきたい」が2割弱となっており、約6割が協働事業を実施する意向があります。



< 2. 地域別の集計結果 >

① 主たる活動分野

NPO法人は、全ての地域において、「保健・医療・福祉の増進」の割合が最も高くなっています。割合が最も高いのは、南房総地域（52.8%）、次いで東上総地域（48.6%）となっています。

任意団体は、「保健・医療・福祉の増進」が、北総地域（48.9%）、東葛飾地域（40.0%）、東上総地域（23.1%）で、「環境の保全」が、葛南地域（33.3%）、中央地域（31.6%）で最も割合が高くなっています。南房総地域では、「まちづくりの推進」が37.5%と目立って高くなっています。

NPO法人

		合計（件）	問2 主たる活動分野（%）																		
			保健・医療・福祉の増進	社会教育の推進	まちづくりの推進	文化・芸術・スポーツの振興	環境の保全	災害救援活動	地域安全活動	人権擁護・平和推進	国際協力	男女共同参画社会の形成	子どもの健全育成	情報化社会の発展	科学技術の振興	経済活動の活性化	職業能力開発・雇用機会拡充	消費者保護	団体の運営・活動への助言	その他	無回答
（単位） 合計：件 内訳：%																					
全体		631	42.5	2.1	10.6	8.1	8.1	0.2	0.6	0.8	1.6	1.4	12.8	1.6	1.0	1.7	2.2	0.8	0.8	0.6	2.5
地域区分	中央	146	40.4	1.4	9.6	9.6	6.8	-	0.7	0.7	2.1	0.7	11.0	2.1	3.4	3.4	2.1	0.7	0.7	1.4	3.4
	葛南	142	41.5	2.8	8.5	8.5	5.6	-	-	1.4	2.8	1.4	16.9	2.8	-	-	2.8	0.7	1.4	0.7	2.1
	東葛飾	150	42.0	2.7	9.3	10.7	6.0	0.7	-	1.3	0.7	2.0	13.3	1.3	0.7	1.3	2.0	2.0	0.7	0.7	2.7
	北総	103	39.8	1.9	8.7	4.9	17.5	-	1.9	-	1.9	1.9	12.6	-	-	1.9	3.9	-	1.0	-	1.9
	東上総	37	48.6	-	16.2	8.1	8.1	-	2.7	-	-	-	10.8	2.7	-	2.7	-	-	-	-	-
	南房総	53	52.8	1.9	22.6	1.9	5.7	-	-	-	-	1.9	7.5	-	-	1.9	-	-	-	-	-

任意団体

		合計（件）	問2 主たる活動分野（%）																			
			保健・医療・福祉の増進	社会教育の推進	まちづくりの推進	文化・芸術・スポーツの振興	環境の保全	災害救援活動	地域安全活動	人権擁護・平和推進	国際協力	男女共同参画社会の形成	子どもの健全育成	情報化社会の発展	科学技術の振興	経済活動の活性化	職業能力開発・雇用機会拡充	消費者保護	団体の運営・活動への助言	その他	無回答	
（単位） 合計：件 内訳：%																						
全体		203	35.0	2.0	5.4	5.4	24.6	0.5	-	0.5	4.4	2.5	8.9	-	-	-	-	0.5	1.0	1.5	7.9	
地域区分	中央	38	26.3	2.6	5.3	7.9	31.6	-	-	-	2.6	7.9	-	-	-	-	-	-	5.3	2.6	7.9	
	葛南	42	28.6	2.4	7.1	4.8	33.3	-	-	-	7.1	-	9.5	-	-	-	-	-	-	-	7.1	
	東葛飾	55	40.0	-	-	5.5	23.6	-	-	-	3.6	1.8	12.7	-	-	-	-	1.8	-	1.8	9.1	
	北総	47	48.9	2.1	4.3	2.1	17.0	2.1	-	2.1	2.1	2.1	10.6	-	-	-	-	-	-	2.1	4.3	
	東上総	13	23.1	-	7.7	15.4	15.4	-	-	-	7.7	-	15.4	-	-	-	-	-	-	-	-	15.4
	南房総	8	12.5	12.5	37.5	-	12.5	-	-	-	12.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12.5

② 財政規模（支出）

NPO法人は、「1000万円～5000万円未満」が最も高いのが、北総地域（27.2%）葛南地域（23.2%）、中央地域（19.2%）と、「100万円～500万円未満」が最も高いのは、南房総地域（24.5%）、東葛飾地域（23.3%）となっています。東上総地域は「500万円～1000万円未満」が18.9%と最も高くなっています。

任意団体は、全ての地域において「10万円未満」が最も高くなっています。また、全ての地域で、30万円未満（「支出はない」から「10万円～30万円未満」の合計）が5割以上を占めています。

NPO法人

	合計（件）	問9 財政規模（支出）（%）												
		支出はない	10万円未満	10万円～30万円未満	30万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1000万円未満	1000万円～5000万円未満	5000万円～1億円未満	1億円以上	事業年度が1年に満たない	無回答	
（単位） 合計：件 内訳：%														
全体	631	2.7	7.8	6.2	6.7	8.2	20.8	13.6	21.4	2.4	2.1	3.6	4.6	
地域区分	中央	146	2.7	7.5	9.6	8.2	10.3	15.1	12.3	19.2	2.1	2.7	4.8	5.5
	葛南	142	1.4	7.7	1.4	8.5	7.7	22.5	13.4	23.2	1.4	2.8	1.4	8.5
	東葛飾	150	2.7	8.0	7.3	6.7	7.3	23.3	12.7	21.3	3.3	1.3	3.3	2.7
	北総	103	2.9	6.8	6.8	1.9	5.8	23.3	15.5	27.2	2.9	1.0	4.9	1.0
	東上総	37	2.7	8.1	8.1	8.1	10.8	13.5	18.9	8.1	5.4	-	8.1	8.1
	南房総	53	5.7	9.4	3.8	5.7	9.4	24.5	13.2	20.8	-	3.8	1.9	1.9

任意団体

	合計（件）	問9 財政規模（支出）（%）												
		支出はない	10万円未満	10万円～30万円未満	30万円～50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～500万円未満	500万円～1000万円未満	1000万円～5000万円未満	5000万円～1億円未満	1億円以上	事業年度が1年に満たない	無回答	
（単位） 合計：件 内訳：%														
全体	203	7.9	35.0	21.2	9.4	9.9	10.8	1.0	1.0	-	-	-	3.9	
地域区分	中央	38	2.6	28.9	23.7	10.5	10.5	15.8	-	2.6	-	-	-	5.3
	葛南	42	9.5	40.5	23.8	9.5	9.5	4.8	2.4	-	-	-	-	-
	東葛飾	55	7.3	25.5	23.6	10.9	10.9	14.5	1.8	1.8	-	-	-	3.6
	北総	47	14.9	38.3	14.9	8.5	6.4	8.5	-	-	-	-	-	8.5
	東上総	13	-	61.5	23.1	7.7	7.7	-	-	-	-	-	-	-
	南房総	8	-	37.5	12.5	-	25.0	25.0	-	-	-	-	-	-

③ 県からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

NPO法人、任意団体のいずれも、全ての地域において、「資金援助（補助金）」が最も高くなっています。割合が最も高いのは、NPO法人では、東上総地域（70.3%）、次いで東葛飾地域（68.7%）と、任意団体では、中央地域と南房総地域（50.0%）となっています。

「資金援助（補助金）」に次いで、「広報・普及活動」の割合が高いのは、NPO法人では、葛南地域（44.4%）、南房総地域（41.5%）と、任意団体では、中央地域（42.1%）、南房総地域（37.5%）、葛南地域（26.2%）、東葛飾地域（18.2%）となっています。

NPO法人

	合計（件）	問19(1) 県に望む支援(%)															
		活動場所の提供	備品・器材の提供	資金援助（補助金）	融資制度の創設	住民税等の減免措置	各種専門家によるアドバイスの仲介	行政情報の提供	広報・普及活動	活動評価・表彰制度の創設・拡充	保険制度の整備・援助	研修・講座の開催	活動体験の場・機会の提供	その他	支援は必要ない	無回答	
(単位) 合計：件 内訳：%																	
全体	631	26.9	23.5	63.4	20.9	36.5	15.7	22.0	37.2	9.5	23.0	13.9	16.5	3.6	4.6	3.0	
地域区分	中央	146	29.5	21.9	52.1	15.8	34.2	14.4	21.2	33.6	12.3	19.9	8.9	12.3	2.1	5.5	6.2
	葛南	142	32.4	20.4	67.6	17.6	34.5	19.7	22.5	44.4	11.3	21.8	20.4	21.1	4.9	1.4	2.1
	東葛飾	150	31.3	22.0	68.7	19.3	41.3	14.7	23.3	38.0	10.0	26.7	14.0	20.7	4.0	4.7	1.3
	北総	103	17.5	25.2	61.2	28.2	31.1	12.6	19.4	29.1	5.8	16.5	13.6	12.6	4.9	7.8	3.9
	東上総	37	13.5	37.8	70.3	21.6	32.4	18.9	18.9	37.8	5.4	37.8	13.5	13.5	2.7	5.4	2.7
	南房総	53	20.8	26.4	67.9	34.0	47.2	15.1	26.4	41.5	5.7	26.4	11.3	13.2	1.9	3.8	-

任意団体

	合計（件）	問19(1) 県に望む支援(%)															
		活動場所の提供	備品・器材の提供	資金援助（補助金）	融資制度の創設	住民税等の減免措置	各種専門家によるアドバイスの仲介	行政情報の提供	広報・普及活動	活動評価・表彰制度の創設・拡充	保険制度の整備・援助	研修・講座の開催	活動体験の場・機会の提供	その他	支援は必要ない	無回答	
(単位) 合計：件 内訳：%																	
全体	203	20.7	24.6	38.4	4.4	2.5	3.9	8.9	25.6	10.8	20.7	11.8	16.3	3.4	18.2	9.4	
地域区分	中央	38	39.5	36.8	50.0	7.9	2.6	13.2	15.8	42.1	13.2	26.3	13.2	26.3	2.6	15.8	-
	葛南	42	23.8	23.8	31.0	4.8	2.4	2.4	9.5	26.2	9.5	21.4	7.1	14.3	2.4	21.4	9.5
	東葛飾	55	16.4	10.9	34.5	5.5	1.8	1.8	3.6	18.2	9.1	16.4	10.9	10.9	7.3	18.2	16.4
	北総	47	14.9	31.9	36.2	2.1	4.3	2.1	8.5	17.0	8.5	17.0	14.9	14.9	2.1	17.0	8.5
	東上総	13	7.7	30.8	46.2	-	-	-	-	30.8	23.1	38.5	15.4	23.1	-	15.4	7.7
	南房総	8	-	12.5	50.0	-	-	-	25.0	37.5	12.5	12.5	12.5	12.5	-	25.0	12.5

④ 市町村からの支援（施策）として必要なもの（複数回答）

NPO法人、任意団体のいずれも、全ての地域において、「資金援助（補助金）」が最も高くなっています。割合が最も高いのは、NPO法人では、南房総地域（67.9%）、次いで葛南地域（66.9%）と、任意団体では、南房総地域（62.5%）、次いで東上総地域（53.8%）となっています。

「資金援助（補助金）」に次いで、NPO法人では、南房総地域（49.1%）、葛南地域（44.4%）、東葛飾地域（43.3%）、東上総地域（37.8%）、千葉地域（37.7%）で「広報・普及活動」の割合が高く、任意団体では、東上総地域（53.8%、「資金援助（補助金）」と同率）、葛南地域（35.7%）、東葛飾地域（32.7%）で「活動場所の提供」の割合が高くなっています。

NPO法人

		合計（件）	問19(2) 市町村に望む支援（%）													無回答	
			活動場所の提供	備品・器材の提供	資金援助（補助金）	融資制度の創設	住民税等の減免措置	各種専門家によるアドバイスの仲介	行政情報の提供	広報・普及活動	活動評価・表彰制度の創設・拡充	保険制度の整備・援助	研修・講座の開催	活動体験の場・機会の提供	その他		支援は必要ない
（単位） 合計：件 内訳：%																	
全体		631	34.2	26.9	61.5	18.4	36.6	14.6	24.9	39.9	8.6	21.1	13.3	18.9	4.4	3.8	3.5
地域区分	中央	146	31.5	25.3	50.7	14.4	34.2	13.7	24.0	37.7	9.6	17.1	7.5	14.4	3.4	5.5	8.2
	葛南	142	41.5	26.8	66.9	14.1	35.2	16.9	26.8	44.4	9.2	21.8	17.6	21.8	5.6	1.4	2.1
	東葛飾	150	40.7	26.0	64.0	17.3	41.3	15.3	26.0	43.3	10.0	22.0	17.3	22.0	4.7	2.7	1.3
	北総	103	29.1	25.2	62.1	24.3	29.1	12.6	20.4	28.2	6.8	20.4	9.7	19.4	7.8	5.8	1.9
	東上総	37	18.9	37.8	62.2	21.6	32.4	13.5	27.0	37.8	5.4	29.7	13.5	10.8	-	5.4	8.1
	南房総	53	24.5	30.2	67.9	30.2	50.9	13.2	26.4	49.1	5.7	22.6	13.2	18.9	-	3.8	-

任意団体

		合計（%）	問19(2) 市町村に望む支援（%）													無回答	
			活動場所の提供	備品・器材の提供	資金援助（補助金）	融資制度の創設	住民税等の減免措置	各種専門家によるアドバイスの仲介	行政情報の提供	広報・普及活動	活動評価・表彰制度の創設・拡充	保険制度の整備・援助	研修・講座の開催	活動体験の場・機会の提供	その他		支援は必要ない
（単位） 合計：件 内訳：%																	
全体		203	36.0	33.5	47.3	3.9	3.4	4.4	10.8	29.6	11.3	20.2	11.3	19.7	3.4	9.4	4.9
地域区分	中央	38	42.1	39.5	52.6	7.9	2.6	13.2	18.4	44.7	15.8	26.3	15.8	26.3	2.6	13.2	-
	葛南	42	35.7	31.0	42.9	2.4	2.4	4.8	11.9	28.6	9.5	21.4	4.8	11.9	4.8	7.1	7.1
	東葛飾	55	32.7	25.5	45.5	5.5	5.5	1.8	9.1	18.2	9.1	16.4	10.9	14.5	3.6	7.3	9.1
	北総	47	36.2	42.6	44.7	2.1	4.3	2.1	8.5	27.7	8.5	17.0	17.0	23.4	4.3	10.6	2.1
	東上総	13	53.8	38.5	53.8	-	-	-	-	38.5	23.1	23.1	7.7	38.5	-	-	-
	南房総	8	-	12.5	62.5	-	-	-	-	12.5	37.5	12.5	25.0	-	12.5	-	25.0

## ☆ 県民・NPOとの計画づくりワーキンググループ委員名簿 ☆

本計画づくりにあたり、公募委員中心のワーキンググループ委員で、これまでの施策の検証や今後の方向性について検討を重ねています。

	氏名	所属団体	備考
1	○犬塚 裕雅	NPO 法人コミュニティ・コーディネーターズ・タンク	公募委員
2	小熊 浩典	NPO 法人こばていー子ども参画イニシアティブ	公募委員
3	木内 兵太郎	NPO 法人水と森と人と IN 神崎	公募委員
4	◎國生 美南子	NPO 法人たすけあいの会ふきのとう	推進委員
5	杉浦 美穂子	地域支援委員会	推進委員
6	原 恵美子	NPO 法人教育支援協会 千葉支部	公募委員
7	藤本 晴枝	NPO 法人地域医療を育てる会	公募委員
8	前北 海	NPO 法人ネモちば不登校・ひきこもりネットワーク	推進委員
9	牧野 昌子	NPO 法人ちば市民活動・市民事業サポートクラブ	推進委員
10	松清 智洋	柏市民活動センター、手賀沼森友会	公募委員
11	吉原 廣	NPO 法人いちかわ市民文化ネットワーク	公募委員
12	綿貫 のばら	NPO 法人子ども劇場千葉県センター	公募委員
13	後藤 信之	千葉県環境生活部 NPO活動推進課	県職員
14	内山 真義	千葉県環境生活部 NPO活動推進課	県職員
15	井上 容子	千葉県環境生活部 NPO活動推進課	県職員
16	井本 義則	千葉県環境生活部 NPO活動推進課	県職員

\*◎：グループ長、 ○：副グループ長

\*推進委員＝千葉県NPO活動推進委員会委員